

ひらかたゼロカーボン推進事業

(効率的なエネルギー調達と再生可能エネルギー導入)

要求水準書 (案)

令和6年10月 日

枚方市

目次

第1	総則	1
1.	事業の名称	1
2.	本事業の目的	1
3.	本書の位置づけ	1
4.	事業期間	2
5.	市内業者・市内産資材の活用	2
6.	対象市有施設との調整	2
7.	部分使用（市有施設照明設備改修事業）	2
8.	交付金活用への協力	3
9.	実施体制	3
10.	事業全体管理	3
11.	事業計画の作成	4
12.	要求水準達成状況等の確認	4
13.	貸与資料の取り扱い	4
第2	市有施設照明設備改修事業に関する要求水準	5
1.	事業内容	5
1.1.	対象施設等の概要	5
1.2.	事業費	5
2.	照明器具仕様	5
3.	設計業務	6
4.	施工業務	7
5.	工事監理業務	10
6.	その他の事項	11
第3	市有施設太陽光発電設備導入（PPA）事業に関する要求水準	12
1.	事業内容	12
1.1.	対象施設の概要	12
1.2.	事業概要	12
1.3.	事業期間等	12
1.4.	事業費用	13
2.	調査・設計業務	13
2.1.	現地調査	13
2.2.	設備容量検討	14
2.3.	構造調査	14
2.4.	各種関係手続	14
3.	施工業務	15
3.1.	太陽光発電設備	15
3.2.	工事の実施（工事における配慮事項・安全対策・停電対応）	15

4.	<u>維持管理・運營業務</u>	16
5.	<u>その他の事項</u>	17
第4	<u>市有施設電力調達業務に関する要求水準</u>	19
1.	<u>事業内容</u>	19
2.	<u>要求水準・仕様</u>	19
2.1.	<u>供給電気方式等</u>	19
2.2.	<u>契約電力及び予定使用電力量</u>	19
2.3.	<u>契約使用期間</u>	19
2.4.	<u>供給電力の要件等</u>	20
2.5.	<u>需給地点</u>	20
2.6.	<u>電気工作物の財産分界点</u>	20
2.7.	<u>保安上の責任分界点</u>	20
2.8.	<u>電力の検針及び計量</u>	20
2.9.	<u>電気料金の算定</u>	20
2.10.	<u>力率</u>	20
2.11.	<u>燃料費調整等</u>	21
2.12.	<u>電気料金の請求等</u>	21
3.	<u>再生可能エネルギー電力の確認</u>	21
4.	<u>その他</u>	21

別添資料1 市有施設照明設備改修事業対象外エリア平面図（市有施設照明設備改修事業）

別添資料2 予定契約電力及び月別予定使用電力（市有施設電力調達業務）

以下は「第5 1.担当部署」で電子媒体にて貸与する。

参考資料1 既存照明器具一覧（市有施設照明設備改修事業）

参考資料2 市有施設照明改修事業対象施設に関する図面（市有施設照明設備改修事業）

参考資料3 太陽光発電設備基本計画（市有施設太陽光発電設備導入（PPA）事業）

参考資料4 対象施設単線結線図（市有施設太陽光発電設備導入（PPA）事業）

参考資料5 施設の1年間の電力使用量の30分値（市有施設太陽光発電設備導入（PPA）事業）

参考資料6 公共施設への再エネ設備導入可能性調査業務 報告書（市有施設太陽光発電設備導入（PPA）事業）

参考資料7 その他必要な図書等（構造計算書）

第1 総則

1. 事業の名称

ひらかたゼロカーボン推進事業

(効率的なエネルギー調達と再生可能エネルギー導入)

2. 本事業の目的

国においては、第6次エネルギー基本計画や地球温暖化対策計画が策定され、再生可能エネルギーの主力電源化と設備導入・活用の加速化に関して、自治体の役割や期待されることが具体的に示されている。

枚方市（以下「本市」という。）では、令和2年2月に「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」を宣言し、再生可能エネルギーの率先導入に取り組んできた。本事業では、令和5年度に実施した公共施設への太陽光発電導入可能性調査の結果も活用し、市有施設での創エネ・省エネ設備導入を図るものとしている。

また、今般において、エネルギー価格高騰や電力供給契約に係る入札の不調による電気料金の高騰対策等が課題となっていることから、長期の電力一括調達によるスケールメリットを活かして、太陽光発電設備や再生可能エネルギーを導入し、さらに省エネ設備を導入も合わせて一体的に取り組むことにより、「調達の効率化」「安定調達」「脱炭素化」の同時達成をめざすこととしている。

ひらかたゼロカーボン推進事業（以下、「本事業」という。）は、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用することにより、より効率的かつ効果的に実施できる事業とすることを目的として、本市の公共施設（以下、「市有施設」という。）の既存照明器具をLED照明器具に更新を行う「市有施設照明設備改良事業」、対象となる市有施設に太陽光発電を導入し継続して電力を供給する「市有施設太陽光発電設備導入（PPA）事業」、複数の市有施設の電力を一括して調達する「市有施設電力調達業務」を、一体のものとして実施する事業である。

3. 本書の位置づけ

本要求水準書は、本事業の各業務に関して、本市が、本事業を実施する民間事業者（以下、「受注者」という。）に求める業務の水準その他の事項（以下、「要求水準」という。）を示すものであり、受注者は、本事業の事業期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。

応募者は、要求水準を満たす限りにおいて、本事業に関し自由に提案を行うことができる。また、本事業の目的を達成するために必要な事項は、本要求水準書に定めのないことであっても、受注者の責において検討・実施するものとする。

なお、本要求水準書は、受注者の募集及び選定にあたり交付する募集要項と一体のものとして提示するものであり、応募者が提案を行うにあたっての具体的な指針となるものである。応募者は、本要求水準書の内容を理解し、募集要項、要求水準書及びその他募集に必要な各

種文書等に示す諸条件を遵守して提案を行うものとする。

4. 事業期間

本事業の事業期間は、次のとおりである。

表 1-1 事業期間

構成事業	事業期間・調達期間
市有施設照明設備改良事業	事業契約の効力を発する日（市議会の議決の日）から 令和10年3月31日 (約3年間)
市有施設太陽光発電設備導入 (PPA) 事業	令和7年2月（予定）から令和30年3月31日（予定） (整備完了期限 令和9年12月/運転期間 最長20年間)
市有施設電力調達業務	令和7年2月（予定）から令和12年3月31日（予定） (電力の供給開始は令和7年4月1日から) (約5年間)

5. 市内業者・市内産資材の活用

事業の実施にあたり、以下等により市内企業の育成や地元経済の振興、並びに地域雇用に配慮することを期待する。

- ・ 物品等について市内で生産されるものを優先して購入すること。
- ・ 市内企業を積極的に採用すること。
- ・ 市民の雇用に務めること。
- ・ 障がい者の雇用に務めること。

6. 対象市有施設との調整

本事業の実施にあたり、本市は、各施設への事業に関する概要説明を行い、本事業への協力を依頼している。実施工程の作成や工事の実施にあたっては、受注者が各市有施設の施設管理者（以下「施設管理者」という。）と事前に十分な協議を行うこと。

なお、施設管理者と協議が整わない場合は、本市の監督員等が調整を行い、受注者に指示するものとする。

7. 部分使用（市有施設照明設備改修事業）

「市有施設照明設備改修事業」は、施設ごとに事業が完了した時点で検査を実施したのちに部分引渡をすることを原則とするが、部分引渡までの間は部分使用を行うものとする。なお、完了検査は、「市有施設照明設備改修事業」がすべて完了した時点で実施する予定である。

8. 交付金活用への協力

本事業のうち、市有施設太陽光発電設備導入（PPA）事業については、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）（以下、「交付金」という）」の活用を予定している。そのため、以下の業務について本市の指示に従い実施すること。

- ・ 行政事務支援業務（交付金の申請、会計実地検査の支援等）
- ・ 環境測定業務（事業の効果測定等）

9. 実施体制

- ア. 事業契約締結後、受注者は速やかに、事業期間全体にわたり本事業の全てを統括し、マネジメントする事業統括責任者を選定し、本市の承諾を得ること。事業統括責任者を変更する場合も同様とする。
- イ. 事業統括責任者には、応募企業又は代表企業が直接雇用する社員を配置すること。
- ウ. 事業統括責任者は、本事業全体に係る総合窓口及び責任者として、本市との連絡・調整、構成企業間での調整等を行うこと。
- エ. 「市有施設照明設備改良事業」、「市有施設太陽光発電設備導入（PPA）事業」、「市有施設電力調達業務」の各事業・業務（以下、個別に又は総称して「個別事業」という。）についての事業責任者を選定し、本市の承諾を得ること。事業責任者を変更する場合も同様とする。
- オ. 事業責任者には、個別事業を実施する構成企業が直接雇用する社員を配置すること。
- カ. 市有施設照明設備改良事業については、設計業務、建設業務、工事監理業務の業務ごとに、業務責任者を選定し、本市の承諾を得ること。業務責任者を変更する場合も同様とする。
- キ. 個別事業の実施体制において、関係法令等により配置が必要な有資格者を適正に配置すること。

10. 事業全体管理

- ア. 契約締結後、受注者は速やかに、事業計画をとりまとめ、本市に提出し、承諾を受けること。
- イ. 受注者は、個別事業の実施状況について、定期的に本市に報告すること。なお、本市は、本市、事業統括責任者、各事業責任者が参加する定期的な事業進捗等の報告会議を実施することを想定しているが、具体的な方法は受注者の提案による。
- ウ. 受注者は、個別事業の進捗状況や課題を把握し、事業を円滑に進めるために必要な対策を講じること。
- エ. それぞれの個別事業が履行できない場合又は履行できなくなることが予測される場合は、速やかに本市に構成企業の変更を提案し、個別事業が円滑に進むよう、必要な対応を行うこと。
- オ. 各事業の実施状況等の情報発信等を通じて、再生可能エネルギーに関する普及啓発や環境教育の促進をはかること。実施方法については、受注者の提案による。

11. 事業計画の作成

- ア. 受注者は、募集要項、要求水準書、基本協定書、事業契約書等及び公募にあたって本市に提出した事業提案書（以下「事業仕様書等」という。）に基づき、本事業に関するすべての業務についての具体的な事業計画を策定すること。
- イ. 受注者は、事業計画策定にあたり、事業仕様書等を厳守し、性能の確保、品質管理、現場管理、安全管理に十分留意すると共に、契約期間内にそれぞれの業務及び調達を完了できる具体的な計画（スケジュール、実施体制、業務の取組方針・方法その他必要な事項）を作成すること。

12. 要求水準達成状況等の確認

- ア. 受注者は、取組内容及び結果が、要求水準書及び公募に際して本市に提出した事業提案の内容を満たしているかについて確認（以下、「セルフモニタリング」という。）を行い、その結果をセルフモニタリング結果報告書としてとりまとめ、本市に提出すること。
- イ. セルフモニタリングの実施方法、実施時期、実施体制、報告時期及び報告様式等については、受注者の提案によるものとし、セルフモニタリング計画として事業計画に記載し、本市の承諾を得ること。
- ウ. 本市は、受注者が本事業の実施を適正かつ確実に実施していることを確認するために、必要な段階で、受注者と本事業の各業務を実施する者との間における契約内容、各業務の実施状況、セルフモニタリングの結果、財務状況等を確認（以下、「モニタリング」という。）する。モニタリングの結果、必要な場合には、是正又は改善を要求又は勧告を行う。

13. 貸与資料の取り扱い

- ア. 本市が貸与する図面等の各種資料は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意すること。
- イ. 受注者は、貸与された資料等を本事業に係わる業務以外で使用しないこと。また、不要になった場合には、速やかに返却すること。
- ウ. 貸与した資料等を複写等した場合には、内容が読み取られないように処理したうえ、事業終了までにすべて廃棄すること。
- エ. 本市が貸与する設計図書等の資料は参考とし、その内容を本市が保証するものではない。

第2 市有施設照明設備改修事業に関する要求水準

1. 事業内容

1.1. 対象施設等の概要

本事業は、本市の指定する施設に設置された照明器具について LED 化を、設計施工一括発注方式により行うものである。本業務の対象施設の概要は次のとおりとする。

(1) 施設名称

募集要項「別添資料1 事業対象施設一覧」に示すとおり。

(2) 施設位置

募集要項「別添資料1 事業対象施設一覧」に示すとおり。

(3) 対象とする範囲

本事業の対象とする範囲は、募集要項「別添資料1 事業対象施設一覧」に示す施設に設置された照明器具とするが、一部、対象外となる範囲については「別添資料1 市有施設照明設備改修事業対象外エリア平面図」に示すとおりとする。

なお、対象施設の照明の情報については、「参考資料1 既存照明器具一覧」及び「参考資料2 市有施設照明改修事業対象施設に関する図面」を参考とすること。

1.2. 事業費

本市は、事業対象施設の照明設備の LED 化に関する、調査、設計、施工、工事監理、器具等の撤去・破棄に係る費用を事業費として支払う。

2. 照明器具仕様

ア. 日本産業規格（JIS）及び一般社団法人日本照明工業会規格、その他関係する諸法令、規則及び条例などを遵守すること。

イ. 一体型 LED 照明器具を基本とし、公共施設用照明器具（一般社団法人日本照明工業会規格 JIL5004）を原則として選定すること。ただし、適した公共施設用照明器具が存在しない場合は本市との協議の上、選定すること。また、電気用品安全法に基づく基準に適合し、一般社団法人日本照明工業会の正会員である国内製造企業の製品とすること。

ウ. 原則として既設照明器具と同等以上の性能を持つ LED 照明器具を設置すること。（「参考資料1 既存照明器具一覧」を参照）

エ. 既存照明器具が調光器を使用している場合は、原則、既設と同等の制御が可能な照明器具とすること。なお、省エネの観点から明るさセンサーや人感センサー等を利用した調光機能、自動点灯・消灯機能等を有する器具への提案を期待する。

- オ. 既設照明器具からの置き換えに適した寸法の器具を選定すること。
- カ. 既設照明器具に付属機器及び機能がある場合は、交換する LED 器具も同様に付属機器及び機能を付けること。
- キ. 光源寿命は、40,000 時間以上（光束維持率 70%以上）の製品とすること。
- ク. 既設照明器具が防雨・防湿・防塵器具の場合は、同等以上の性能を持つ器具を設置すること。
- ケ. 対象施設ごとに、照明器具の種類（ベースライト、ダウンライト、非常用照明器具、誘導灯など）を同一製造企業の製品でまとめるなど、今後の保守管理が容易になるよう努めること。また、照明器具の機種についても、施設ごとにできる限り統一すること。
- コ. 光色は、既設照明器具と同等とすること。
- サ. 配光・輝度は、既設照明器具と大きく異なるものでないこと。
- シ. 既設照明器具がステンレス製である場合などは、仕様を同等とすること。
- ス. 非常用照明器具及び誘導灯等は、関係法令に基づいた仕様とし、必要な関係官公庁への手続を遅滞なく行うこと。

3. 設計業務

- ア. 受注者は、「参考資料 1 既存照明器具一覧表」に基づき、現地調査を実施して回路調査等を十分に実施したうえで設計図（平面図（プロット図）・照明姿図等）を作成すること。
- イ. 申請等業務（必要な関係官公庁に関する諸手続）を行うこと。
- ウ. 定期的に本市と打合せを行い、課題事項等を協議するとともに、進捗状況等を報告すること。
- エ. 本要求水準書に記載されていない事項は、本市と協議のうえで決定する。
- オ. 設計業務完了後、受注者はセルフモニタリング及び自主検査を行うこと。
- カ. 自主検査終了後、施工業務に着手するまでに、本市の検査を受けること。なお、検査時期については、受注者が提案する設計及び工事の工程に基づいて定める。
- キ. 成果物（設計図書）及び提出書類は以下を標準とし、詳細は本市との協議により定める。提出書類の様式は、その他委託業務請負契約様式集を使用し、内容変更があった場合は適宜修正すること。

表 2-1 市有施設照明設備改修事業の設計業務に係る主な提出書類等

段階	提出書類等
着手時	業務計画書 業務工程表
調査終了時	現地調査報告書 現地調査写真
設計業務中	各種計算書 照度分布図 照度計算書 打合せ議事録（関係官公庁協議含む） 上記のほか、監督職員が指示するもの
完了後	設計概要書 設計図 積算書 概算工事費 積算内訳書 数量計算書 算出根拠資料 完了届

4. 施工業務

- ア. 原則として公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書、公共建築工事標準図に準拠して施工すること。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定する。
- イ. 受注者は、現地調査及び設計図書に基づき、施工図面（プロット図程度）、施工内容、施工数量等を記載した実施計画書を作成する。その結果に基づき安全かつ確実に施工すること。
- ウ. 各市有施設の施設管理者と事前協議を実施し、施設側の意見を十分ヒアリングした上で施工計画を立案すること。安全に工事実施するために必要な仮設物等は、受注者の責において設置、管理を行うこと。
- エ. 作業に当たっての安全管理については、施設管理者と打合せを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。また、設置作業により生じた施設設備、電気機器等への不具合や事故については、受注者の負担により対処すること。
- オ. 設置作業において発生する軽微な工事（電源引出し等）、補修等については、本事業の範囲として実施すること。
- カ. 停電（部分停電含）等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に施設管理者と調整し、事故及び紛争等を防止すること。

- キ. 搬出入経路、作業車、運搬車等の車両の駐停車場所や、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場等の各施設内における必要な場所の確保については、事前に施設管理運営上の支障に留意し、施設管理者と十分に協議すること。道路を使って荷捌き等の作業を行う場合は、道路使用許可を得ること。
- ク. 作業時間帯は、各施設の施設利用状況等に配慮したものとする。特に、個別の作業場所での作業時間帯（施工日）の決定に当たっては、本市及び施設管理者の指示に従うこと。
- ケ. 照明器具の取付方法については、各器具の標準仕様（取付説明書記載例等）による。取付けについては、既存アンカーボルト等を再使用する場合は、形態等を確認し、清掃してから使用する。その長さや位置等は、現地調査及び設計の際に受注者が確認し、新設、加工が必要な場合は、取付金物等を含めて受注者の負担で用意すること。
- コ. 埋込型照明器具を取り換える場合には、埋込寸法の差により天井に隙間が生じないように処置を行うこと。また、露出型照明器具を取り換える場合には、既存器具の取付跡が見えないように配慮すること。
- サ. オートリフター機器は撤去し、新しい器具へ交換すること。
- シ. 作業中は粉塵の飛散に十分注意し、必要な養生を行うこと。
- ス. 作業終了後に床等の清掃を行うこと。
- セ. 設置作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化等がないことを書面で報告すること。施工前に不具合等がある場合は本市に報告すること。
- ソ. 設置前後の照度測定を実施し、その結果を書面で報告すること。非常用照明器具については次項に従い対応するものとする。測定場所は LED 照明器具を導入する全室を基本とすること。なお、棟内の同一レイアウト・同一器具を導入する室については、本市と協議の上、測定を省略することができる。その他測定が必要な場合は本市が指示する。
- タ. 誘導灯・非常照明器具の交換については、関係法令を順守するとともに、所轄の官公庁との協議及び届出手続を行うこと。また、「平成 20 年 3 月 10 日国土交通省告示第 285 号」を参照し、建築設備の定期検査報告相当の検査・点検を行い、報告書を提出すること。事業期間後の点検で不備があった場合は、受注者の責任で対応するものとする。
- チ. 撤去した既存照明器具、安定器、ランプ等の取扱いについては、関係法令を遵守し受注者が処分するものとする。
- ツ. 対象施設は原則としてレベル 1 のアスベストについては調査済、ポリ塩化ビフェニル (PCB) については処理済であるが、本事業では以下のとおり対応すること。
- ・ アスベストについて、レベル 3 のアスベスト含有建材があると想定される施設で作業する場合は、含有調査またはアスベスト含有建材があると見なして作業を行うこと。
 - ・ アスベストの撤去及び処分については、本市と協議のうえ、処理に関する各種申請、適切な撤去及び処分を行うこと。
 - ・ PCB 含有安定器を発見した場合、工事に伴い生じるポリ塩化ビフェニル (PCB) 含有物の分解・仕分け・保管容器の調達・保管容器への収納、本市が指定する保管場所の防護、本市が指定する保管場所までの運搬（最終処分は含まない）を行う。前述の処理にあたっては、本市と協議のうえ、処理に関する各種申請、適切な撤去等の

処理を行うこと。

- テ. 施工に必要な電力は原則として受注者の負担とする。ただし、施設の電力を利用することについて、事前に施設管理者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ト. 工事の案内資料を作成し、施設管理者及び利用者等に対して、周知すること。
- ナ. 本要求水準書に明記のない事項に疑義が生じた場合は、本市と協議すること。
- ニ. 工事完了後、受注者は速やかに、セルフモニタリング及び自主検査を行うこと。
- ヌ. 自主検査終了後、受注者は本市による完了検査を受けること。なお、検査時期については、受注者が提案する設計及び工事の工程に基づいて定める。
- ネ. 成果物（完成図書）及び提出書類は以下による。提出書類の様式は、工事受注者提出書類様式集（建設工事請負契約様式集）を使用し、内容変更があった場合は適宜修正すること。

表 2-2 市有施設照明設備改修事業の施工業務に係る主な提出書類等

段階	提出書類等
着手時	実施設計書 施工体制台帳等（建設業法関係書類）（変更・追加があった場合は随時提出） 実施計画書 業務実施体制（現場代理人、主任技術者又は監理技術者の所属、緊急連絡先等） 施工計画書 実施工程表（全体工程・施設別工程） 照明器具台帳（計画） 廃棄物処理計画 工事監理実施計画 コリンズ（CORINS）への登録証明（契約時） 上記ほか、監督職員が指示するもの
施工中	工事月報 施工体系図（労災保険成立、建設業退職金共済制度等の他掲示物と共に掲示） 作業予定表 上記ほか、監督職員が指示するもの
完成後	完成図（設計図を基に工事の結果を反映し修正したもの）及び電子データ（PDF又はCAD） 工事完成通知書 引渡し書 コリンズ（CORINS）への登録証明（完了時） 建設業退職金共済制度 掛金充当実績総括表建設業度

段階	提出書類等
随時提出	社内検査報告書 照度測定結果及び絶縁抵抗測定を含む各試験成績書 産業廃棄物管理票（マニフェスト）又は受渡確認票（マニフェスト）の写し 産業廃棄物運搬業許可証の写し 産業廃棄物処分業許可証の写し 産業廃棄物処理委託契約書の写し 工事写真 打合せ記録 官公庁届出書の写し 機器取扱説明書 保証書等

5. 工事監理業務

- ア. 工事監理は、令和6年国土交通省告示第8号別添一「2 工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務」に示される内容とする。
- イ. 工事監理業務を実施する構成企業は、施工業務を実施する構成企業とは別の企業で、資金的・人的関係の無い企業とすること。
- ウ. 業務の進捗に合わせ必要な書類を提出させ、審査を行い検討、確認するとともに、必要に応じて指導、指示、是正勧告を行うこと。
- エ. 工事監理内容について、業務計画書に基づき定期的に市と課題事項等を協議するとともに進捗状況等を報告し、適宜打合せ議事録を作成して相互に確認すること。
- オ. 書類・図書等の提出に不備、不足がないことを確認するとともに、記載内容が本要求水準書にて定めた要求水準及び受注者の提案内容を満足していることを確認すること。
- カ. 工事完了後、受注者は速やかに、セルフモニタリング及び自主検査を行うこと。
- キ. 自主検査終了後、受注者は本市による完了検査を受けること。なお、検査時期については、受注者が提案する設計及び工事の工程に基づいて定める。
- ク. 成果物（工事監理報告書）及び提出書類は以下による。様式は任意とし、内容変更があった場合は適宜修正すること。

表 2-3 市有施設照明設備改修事業の工事監理業務に係る主な提出書類等

段階	提出書類等
着手時	工事監理業務計画書
施工中	月次報告書
完成後	工事監理報告書 業務完了届

6. その他の事項

- ア. 受注者は、施工した照明器具の仮使用を認めること。
- イ. 受注者は、火災保険、建設工事保険、第三者賠償責任保険その他必要な保険（これらに準じるものを含む。）を付保すること。
- ウ. 照明器具の保証期間は1年間（別にこの期間より長い保証が定められている場合はその期間）とする。この期間に発注者に帰責事由がなく生じた故障等は、受注者（又は、製造元）が無償で修理を行うか、同種の代替品と交換するなど適切な措置を講じること。

第3 市有施設太陽光発電設備導入(PPA)事業に関する要求水準

1. 事業内容

1.1. 対象施設の概要

本業務の対象施設の概要は次のとおりとする。

(1) 施設名称

第一学校給食共同調理場、昌栄工務店ひらかた渚体育館（渚市民体育館）、杉中学校（3施設）

(2) 施設位置

枚方市出屋敷西町 2-6-6（第一学校給食共同調理場）

枚方市渚西 3-26-10（昌栄工務店ひらかた渚体育館（渚市民体育館））

枚方市杉 4-1-1（杉中学校）

(3) 受注者の提案による対象施設の追加

受注者は、本市が示す3施設以外の施設を対象とした太陽光発電設備導入（PPA）事業を提案することができる。本市は、受注者と対象施設の追加に関する協議を行い、協議が調った場合には対象施設を追加する。この場合において、交付金の限度額を超えない範囲で交付金の対象範囲に含めることができる。

1.2. 事業概要

- ア. 受注者は、対象施設に対して現地調査、設備容量検討及び構造調査を行う。
- イ. 受注者は、太陽光発電設備及び付帯設備（以下、「PPA 設備」という。）の設置が可能な施設における設置場所の提供を受け、PPA 設備を導入する。
- ウ. 受注者は、PPA 設備の運転管理及び維持管理を自らの責任で行う。
- エ. 受注者は、当該 PPA 設備で発電した電力を、当該 PPA 設備を設置した施設に供給する。
- オ. 事業終了後に本市が PPA 設備の撤去を求める場合や PPA 設備が導入された施設の廃止の場合等、PPA 設備が使用できなくなった場合は、受注者は PPA 設備を撤去する。この場合において、撤去に要する費用は、本市が負担する。
- カ. 事業終了後、受注者は PPA 設備を本市へ無償譲渡することを基本とする。

1.3. 事業期間等

- ア. 契約開始から運転期間終了までを事業期間とする。
- イ. 運転期間は、運転開始日から最長 20 年間とする。
- ウ. PPA 設備の導入完了時期については、令和 9 年 12 月頃とするが、交付金活用の関係から、変更となる場合がある。電力供給開始時期については、事業者の提案によることとする。

が、施設ごとに本市と協議の上、決定する。

1.4. 事業費用

- ア. PPA 設備の設置工事の期間、設置後に発電事業を行う期間を通じて、施設の屋根等又は土地の使用料は全額免除とする。
- イ. 本市は、各施設に供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を受注者に支払う。
- ウ. 電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測されたものとする。
- エ. 契約単価は、電力使用量に対する電力料金単価のみとする。
- オ. 月別又は時間帯別に異なる単価は使用できないものとする。
- カ. 基本料金単価の設定は、行わないものとする。
- キ. 契約単価には、PPA 設備の設置、運用、維持管理、租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする（事業終了時に本市が PPA 設備の譲渡を受けることを前提に、PPA 設備の撤去費用は含まない）。
- ク. 契約単価は、公募時に提出したサービス単価とする。
- ケ. 契約単価は、原則として、契約期間中において一定とする。ただし、施設の用途変更などによる需要や物価の著しい変動があった場合、協議を求めることができる。

2. 調査・設計業務

受注者は、事業の実施に必要な調査、設計、申請等の手続きを自らの責任において遅滞なく進めること。

2.1. 現地調査

- ア. 候補施設の状況を十分に把握するために、資料等の収集、施設関係者への聞き取り、現地測定、既設設備の確認等の必要な調査を実施する。調査は、太陽光発電設備の設置に係る課題を施設管理者と協議した上で行うものとする。

2.2. 設備容量検討

- ア. 太陽光発電設備の容量は、調査結果や電力シミュレーションから適宜精査し、対象施設ごとに適切な容量とすること。月別の電力使用実績、発電設備の有無等については、「参考資料5 施設の1年間の電力使用量の30分値」を参照のこと。なお、本市が想定する太陽光発電設備の規模は下記のとおりである（必ずしもこれを上回ることを求めるものではない）。

表 3-1 市有施設太陽光発電設備導入（PPA）事業において想定する設備規模

対象施設	想定する設備の規模				【参考】 想定自家消費量 (kWh)
	パネル出力 (kW)	PCS出力 (kW)	需要電力量 (kWh)	発電量 (kWh)	
第一学校給食共同調理場	77.49	60	1,526,027	93.962	93.061
渚市民体育館	27.06	30	337,033	30.519	29.497
杉中学校	59.45	40	228,910	70.809	58.201

2.3. 構造調査

- ア. PPA 設備を設置した際に発生する荷重増加等の影響について、別途本市から提示する構造計算書等の施設情報を踏まえ、長期荷重、地震力、風圧力、積雪荷重、その他外力に対して施設の耐久性が問題ない旨を一級建築士が確認し、書面により証すること。
- イ. 対象施設において太陽光発電設備が設置可能な場所は、屋上とする。
- ウ. 建築基準法施行令第86条第3項に基づく垂直積雪量は28cmとする。台風等の気象条件への耐久性についても配慮する。

2.4. 各種関係手続

- ア. 受注者は、現地調査、設備容量検討、構造調査を行い、必要に応じて各種関係手続を行った上で、結果を本市に提出する。また、PPA 設備の設置が、建築基準法等の各種法令の規定に適合していることが確認できる書類を本市に提出する。
- イ. 受注者は、2.3.ア.の書面を添えて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく行政財産使用許可を申請する。なお、行政財産使用許可の申請にあたり、本市が受注者に提供する面積は、使用する施設の屋根等又は土地の面積の算定については、太陽光発電設備の水平投影面積（真上から見た時の面積）及び配線等の設置面積とし、太陽光発電設備について、間隔を開けて設置する場合は、その隙間の面積も含むものとする。
- ウ. 各種法令の規定に基づき届出等手続を要する場合には、受注者が所管官庁にて必要な手

続を行う。

3. 施工業務

受注者は、設備工事前の調査・設計業務を行ったあとに、施設への PPA 設備の設置を行う。設置の条件は以下のとおりとする。

3.1. 太陽光発電設備

- ア. 太陽光発電設備の据え付けは、建築基準法施行令第 39 条及び JIS C8955 (2017)「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。
- イ. 太陽光発電設備及び付帯設備の固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）に基づき行うものとする。
- ウ. 太陽光発電設備は JET 認証を取得したものであること、又は JET 認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。

3.2. 工事の実施(工事における配慮事項・安全対策・停電対応)

- ア. 工事に当たっては、原則として公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に準拠して施工する。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定する。
- イ. PPA 設備に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法、建築基準法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 (FIT 法)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守するものとする。PPA 設備の設置の条件は以下のとおりとする。
- ウ. PPA 設備設置時には、防水施工方法が分かる書面を作成し、施設の防水機能に影響が無いよう施工する。
- エ. PPA 設備の設置時に防水層等の既存施設を破損した場合は受注者の負担で修復を行うこと。
- オ. また、PPA 設備に起因する雨漏り等が生じた場合は、受注者の責任及び負担で必要な措置を取る。
- カ. 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・施工をし、影響が懸念される場合には対策を施す。地域住民及び施設管理者から苦情等があった場合は、受注者の責任により、誠実かつ速やかに適切な対応を行う。
- キ. 受注者は施設への PPA 設備導入に先立って、詳細設計を行い、平面図、立面図、電気設備図面 (PDF 形式データ)、工程表等を本市に提出し、確認を受ける。
- ク. 施工にあたり、本市が施工に係る書類を求めるときは、別途提出する。
- ケ. 施工にあたり、市有施設の利用や安全に支障が起きないように、施設管理者と協議の上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施する。
- コ. 既設設備等の保守点検や施設の維持管理に支障を生じさせない計画とする。
- サ. 事業期間中、本市が行う施設の管理及び点検等のための屋上等の立入りに支障が生じないようにする。

- シ. PPA 設備に係る配線ルートについては、施設の保安上・管理上支障がないルートを選定の上、本市との協議により決定する。PPA 設備には、施設の電気工作物と識別ができるように要所に本事業のものであることが分かるような表示を行う。
- ス. PPA 設備の設置に際しては、施設に停電が発生しない方法を優先する。停電を伴う場合は、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電お知らせビラ等）を作成し、本市と事前協議の上、施設の電気主任技術者にも報告を行い、その指示に従うものとする。
- セ. 工事中の安全対策の実施、施設管理者及び近隣住民との調整等は受注者において十分に行う。
- ソ. 工事完成時には、受注者が自主検査を実施したうえで、問題なく動作することを前提に、現場で本市の確認を受けること。さらに、完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、完成図面、及び各種許認可書の写し等）を 1 部作成し、本市に引き渡すものとする。なお、完成図面は、PDF 形式データのほかに DXF 形式データ及びオリジナル CAD データ（JWCAD 形式に変換したもの）を提出する。

4. 維持管理・運營業務

- ア. 受注者は、PPA 設備による電力供給・維持管理・報告を行う。また、非常時においては適切な対応を行うものとする。条件については以下のとおりとする。
 - ・ 受注者は、本市及び本市が委託している当該施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出する。さらに、PPA 設備が故障した場合は、直ちに当該施設の電気主任技術者に連絡の上、受注者の責任と負担において修理を行う。なお、毎年 1 回以上点検を行い、積雪による故障や、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行うものとする。
 - ・ PPA 設備の点検は、本市が委託している当該施設の電気主任技術者が行う。通常の点検については、本市がその費用を負担する。
- イ. 受注者からの企画提案内容が達成できないことによる損失は、原則として、受注者の負担とする。
- ウ. 事業実施中に、本市による改修工事等により施設に雨漏り等が生じた場合には、受注者は原因究明に協力する。
- エ. 事業実施中に施設に雨漏り等が生じ、原因が受注者による PPA 設備設置に起因する場合には、受注者の負担により速やかに修復する。
- オ. PPA 設備に異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、受注者は速やかに修理等を実施し、機能の回復を行う。
- カ. PPA 設備を設置した施設について、本市が別途、改修工事等を実施する際は、必要に応じて PPA 設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置に応じること。また、PPA 設備の移設に伴う費用負担が発生した場合、本市の費用負担とする。移設に伴う PPA 設備の運転停止期間に関しては、事業期間に含まれないものとし、その間の本市による売電

収入補償は行わないが、運転停止期間が長期間にわたる場合は協議するものとする。

- キ. 事業期間中に本市が施設の移譲や売却などを行う場合は、同等の条件で事業を継続させることを条件として移譲等を行うほか、必要に応じて設備を移設する他の施設を提示し、本市が移設費用の全部又は一部を負担する。
- ク. 本市が自家消費した電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、本市に帰属するものとする。
- ケ. 受注者は、当該設備を設置した施設について、PPA 設備導入による温室効果ガス排出量削減効果の検証方法を本市に提示し、運転期間中において実際の削減効果の検証を行う。受注者は検証結果を毎年報告し、本市はそれを確認する。
- コ. 再生可能エネルギーに関する普及啓発や環境教育の観点から、現在の発電量や消費電力量などをディスプレイ等で容易に確認することができるようにすること。また、月ごとの発電量やその他本市が必要とする情報について本市からの照会に応じること。
- サ. 大規模地震、大型台風等による設備に対する影響が懸念される場合は、現場確認、点検、状態監視を行うなど、必要な対策を行うこと。
- シ. 大規模地震、大型台風等の災害発生後は原則として設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。

5. その他の事項

- ア. 受注者は、本市の施設を事業以外の用途に使用してはならない。
- イ. 受注者が本要求水準書に定める事項を履行しないときは、当該施設の提供を取り消すことがある。この場合、受注者の責任と負担において施設から PPA 設備を速やかに撤去し、撤去により防水層等を破断した場合には受注者の負担で修復を行うこと。
- ウ. 事業期間終了後に本市が設備の撤去を求める場合や PPA 設備が導入された施設の廃止の場合等、PPA 設備が使用できなくなった場合は、受注者は PPA 設備を撤去する。撤去により防水層等を破損した場合には受注者の負担で修復を行うこと。
- エ. 受注者は、対象となる施設管理者等への説明業務（工事・運営に関する内容説明、非常時の設備操作説明、マニュアル作成等）を行う。内容等については本市と協議のうえで決定する。
- オ. 本市は、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）（以下、「交付金」という）」の活用を予定している。受注者は、本市の指示に従い必要な支援を実施すること。
- カ. 受注者は本事業により、本市及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険や賠償責任保険等に加入し、本市へ写しを提出すること。また、本市及び第三者に損害を与えた場合は、受注者が補償責任を負い、受注者の責任において速やかに対応するものとする。受注者が責任を負うべき事項で、本市が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。
- キ. 受注者の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合は、受注者の費用負担により発電設備及びその他付帯設備の撤去を行い、屋上等の原状回復を行うものとする。

- ク. 事業実施にあたり予測されるリスクと責任分担については、募集要項「別添資料4 リスク分担表」のとおりであるが、これに定めのないものは協議により決定する。
- ケ. 受注者は本事業上知り得た内容、情報等を自治体の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- コ. 本市が保有する資料について、受注者から本事業の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、必要に応じ貸与又はデータを提供するものとする。貸与を受ける受注者は、貸与資料の目録を作成するとともに、事業完了までに全貸与資料を返納、又提供したデータについては処分しなければならない。
- サ. 本事業の目的を達成するために必要な事項は、本要求水準書に定めのないことであっても実施するものとする。
- シ. その他、本要求水準書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、本市と受注者で協議して決定するものとする。

第4 市有施設電力調達業務に関する要求水準

1. 事業内容

- ア. 対象建物：「別添資料2 予定契約電力及び月別予定使用電力」のとおり
- イ. 需要場所：「別添資料2 予定契約電力及び月別予定使用電力」のとおり

2. 要求水準・仕様

2.1. 供給電気方式等

- ア. 供給電気方式：「別添資料2 予定契約電力及び月別予定使用電力」のとおり
- イ. 供給電圧（標準電圧）：「別添資料2 予定契約電力及び月別予定使用電力」のとおり
- ウ. 計量電圧（標準電圧）：「別添資料2 予定契約電力及び月別予定使用電力」のとおり
- エ. 標準周波数：60 ヘルツ
- オ. 受電方式：「別添資料2 予定契約電力及び月別予定使用電力」のとおり
- カ. 発電設備：「別添資料2 予定契約電力及び月別予定使用電力」のとおり

2.2. 契約電力及び予定使用電力量

(1) 契約電力

- ア. 契約電力（常時電力）
 - 「別添資料2 予定契約電力及び月別予定使用電力」のとおり
 - (A) 最大需要電力 500kw 未満：その1月の30分最大需要電力と前11月の30分最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
 - (B) 最大需要電力 500kw 以上：発注者と受注者が契約締結後、速やかに協議し定める。
- イ. 契約電力（予備電力）
 - 「別添資料2 予定契約電力及び月別予定使用電力」のとおり

(2) 予定使用電力量

- 予定使用電力量 28,000,000 kWh（年間）
- 需要場所ごとの予定使用電力量は、「別添資料2 予定契約電力及び月別予定使用電力」のとおりである。ただし、実際に契約期間中に使用される電力量は、この値を上回り又は下回ることができるものとする。

(3) 電力使用実績及び電力使用計画

- 「別添資料2 予定契約電力及び月別予定使用電力」のとおり

2.3. 契約使用期間

- 「別添資料2 予定契約電力及び月別予定使用電力」のとおり

2.4. 供給電力の要件等

- ア. 供給電力に占める再生可能エネルギー電気の割合は80%以上とすること。ただし、価格等も勘案し、本書に示す要件以上の割合で、再生可能エネルギーを調達できることを期待する。なお、再生可能エネルギーであることを証明する証書等は、以下のとおりとする。
- ・ 自社施設で発生した再生可能エネルギー電力又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電力とセットで供給されることで電源が特定できる非化石証書（再エネ指定）
 - ・ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電力由来の証書であって FIT 非化石証書及びトラッキング付非 FIT 非化石証書（再エネ指定）、グリーンエネルギー証書（電力）、再生可能エネルギー電力由来の J-クレジット

2.5. 需給地点

- ア. 需給地点は、構内電源側接続点とする。ただし、関西電力の電柱から直接電力の引き込みを行っている場合は、柱上開閉器の負荷側接続点とする。

2.6. 電気工作物の財産分界点

- ア. 需給地点に同じ。

2.7. 保安上の責任分界点

- ア. 需給地点に同じ。

2.8. 電力の検針及び計量

- ア. 受注者の提案による。

2.9. 電気料金の算定

- ア. 料金の算定は1月（前月の計量から当月の計量までの期間をいう。）の使用電力に基づき、次の計算方法で行う。

$$\begin{aligned} \text{電気料金} &= \text{基本料金} + \text{電力量料金} + \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \\ \text{基本料金} &= \text{基本料金単価} \times \text{契約電力} \pm \text{力率割引} \cdot \text{割増} \\ \text{電力量料金} &= \text{電力量料金単価} \times \text{使用電力量} \pm \text{燃料費調整額} \end{aligned}$$

2.10. 力率

- ア. 受注者は契約期間において、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める供給条件に準じて、力率割引又は割増を行うものとする。
- イ. 力率は、その1月のうち毎日8時から22時までの時間における平均力率とする。
- ウ. 単位は、%とし、小数点以下第1位を四捨五入する（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。）。
- エ. 提案価格算定時の力率は100%とする。

2.11. 燃料費調整等

- ア. 燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定方法については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める供給条件に準ずるものとする。
- イ. 提案価格の算定にあたっては、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないものとする。

2.12. 電気料金の請求等

- ア. 受注者は、電気料金の算定後速やかにその電気料金の請求を各需給施設に分けて行うこととする（請求書の送付先は別途指定する）。また、受注者は、電気料金の請求をしたのち速やかに、当該期間における需給場所ごとの契約電力、使用電力量及び電気料金の一覧並びに燃料費調整額及び賦課金等を、請求書とは別途に電子データ（CSV形式）により発注者へ送付するものとする。
- イ. 提出する電子データについて、2年目以降に、各施設の使用状況等が過年度と比較できるかたちで整理したものとする。

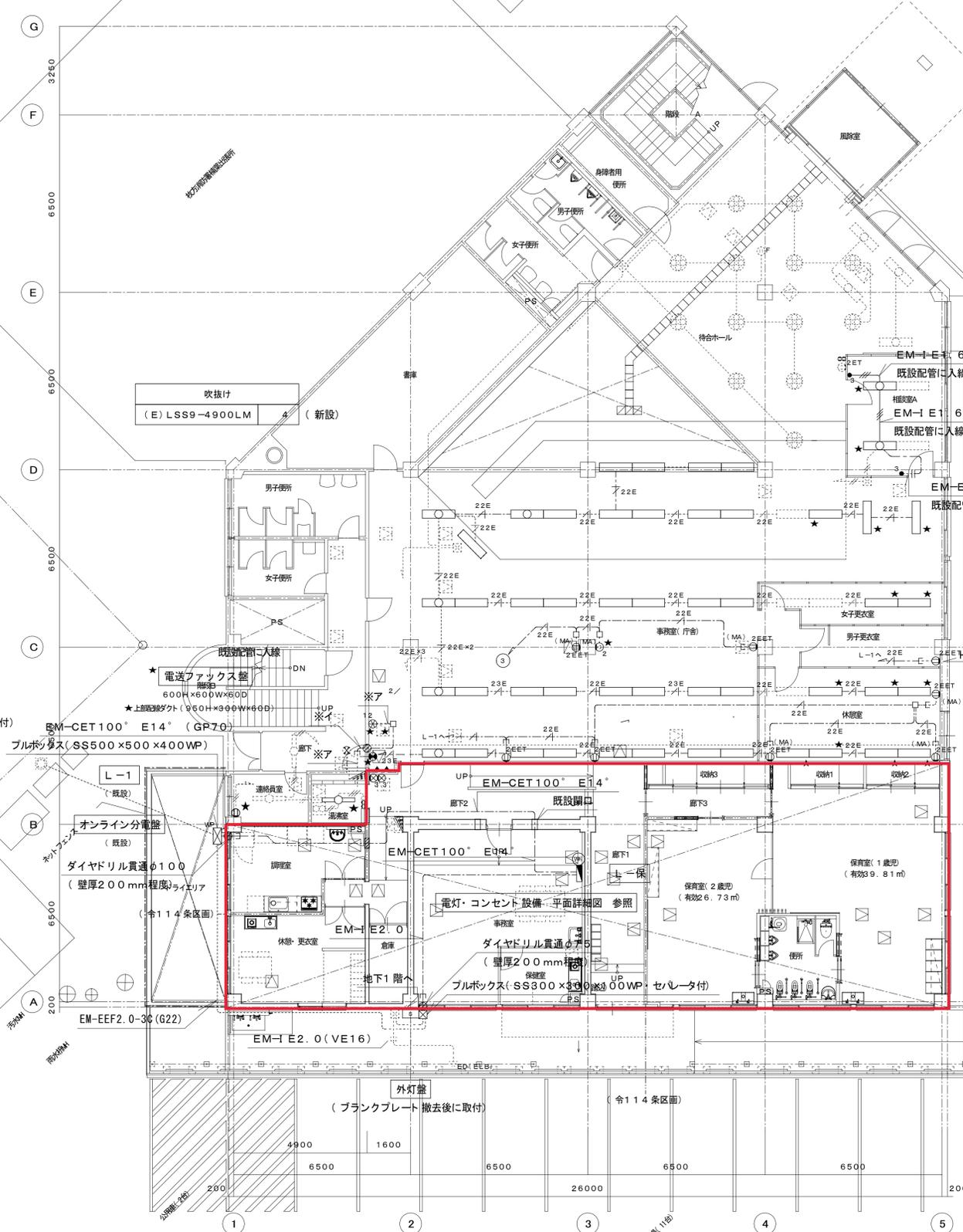
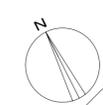
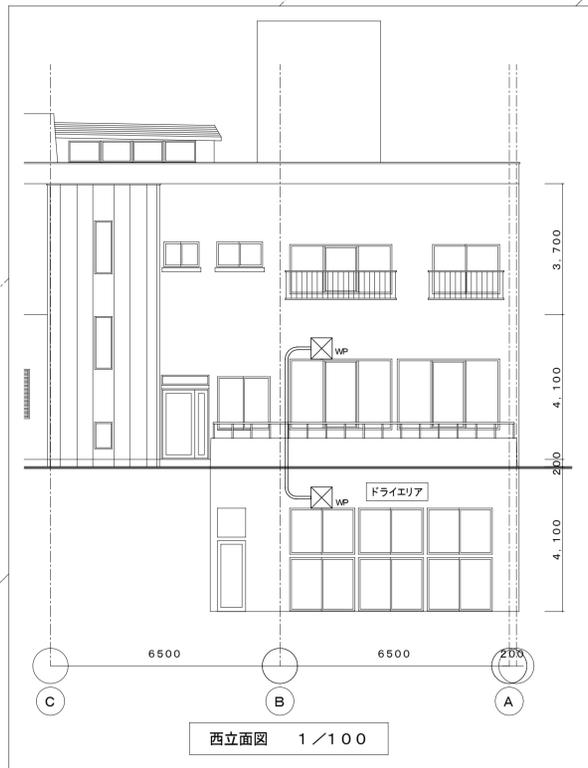
3. 再生可能エネルギー電力の確認

- ア. 再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が80%以上であることを満たすことを確認できる資料として、契約締結後遅滞なく、特定電源割当計画書及び特定電源割当計画書（内訳）を本市に提出して、承認を得ること。
- イ. 供給元電源情報及び非化石価値等の環境価値の移転量を確認するため、契約における電力供給が終了後翌月10日までに、特定電源割当証明書及び特定電源割当証明書（内訳）を本市に提出すること。なお、提出された書類に記載されている情報が、要求水準及び事業者提案に示す割合を満たしていない場合、受注者はこれを満たすための証書を追加で購入し、その証書の写しを提出する等により補修すること。

4. その他

- ア. 契約期間中に対象施設の増減が生じる場合、本市の求めに応じ契約変更等の協議に応じること。
- イ. 契約期間中の各受電場所の実績使用量が、予定年間使用電力量に満たない場合や、超過した場合についても、契約した単価に基づく料金とし、受注者は、原則として料金の追加請求を行わないこと。
- ウ. 契約書及び本要求水準書に定めのない事項については、本市と受注者の協議により定めるものとする。

楠葉生涯学習市民センター（楠葉図書館・北部支
所・楠葉なみき小規模保育施設含む）



※ア
EM-FCPEE1.2-10P x2 (MMB)

※イ
EM-FCPEE1.2-10P

湯沸室	FL40Wx1 直付	1	(再取付)
-----	------------	---	-------

相談室A	FL40Wx2 埋込	2	(再取付)
------	------------	---	-------

事務室	FL40Wx3 埋込	1	(再取付)
	FL40Wx2 埋込	2	(再取付)
(H) 埋込下面開放型(w=300, 32001 m)		32	(新設)

女子更衣室	FL40Wx3 埋込	2	(再取付)
-------	------------	---	-------

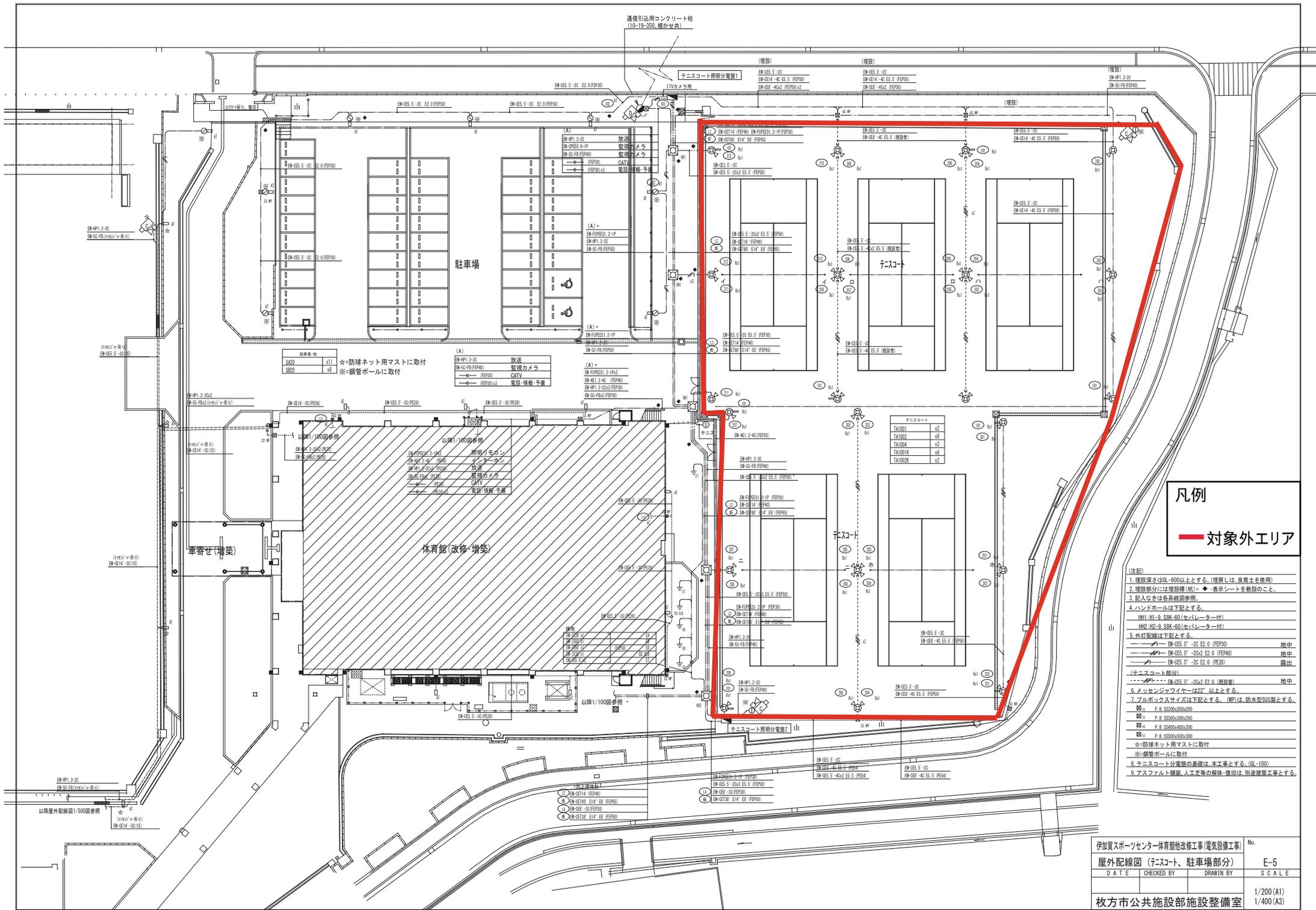
休憩室	FL40Wx3 埋込	7	(再取付)
-----	------------	---	-------

凡例
— 対象外エリア

注記
1. 図中、(No) 回路はオンライン分電盤、(No) 回路は電送ファックス盤へ接続のこと。

小規模保育事業実施施設開設に係る改修工事(北部支所)				No.	E-05
幹線・電灯・コンセント設備 1階平面図(竣工図)					
DATE	CHECKED BY	DRAWN BY	SCALE		
			A1 : 1/100 A3 : 1/200		
枚方市都市整備部施設整備室					

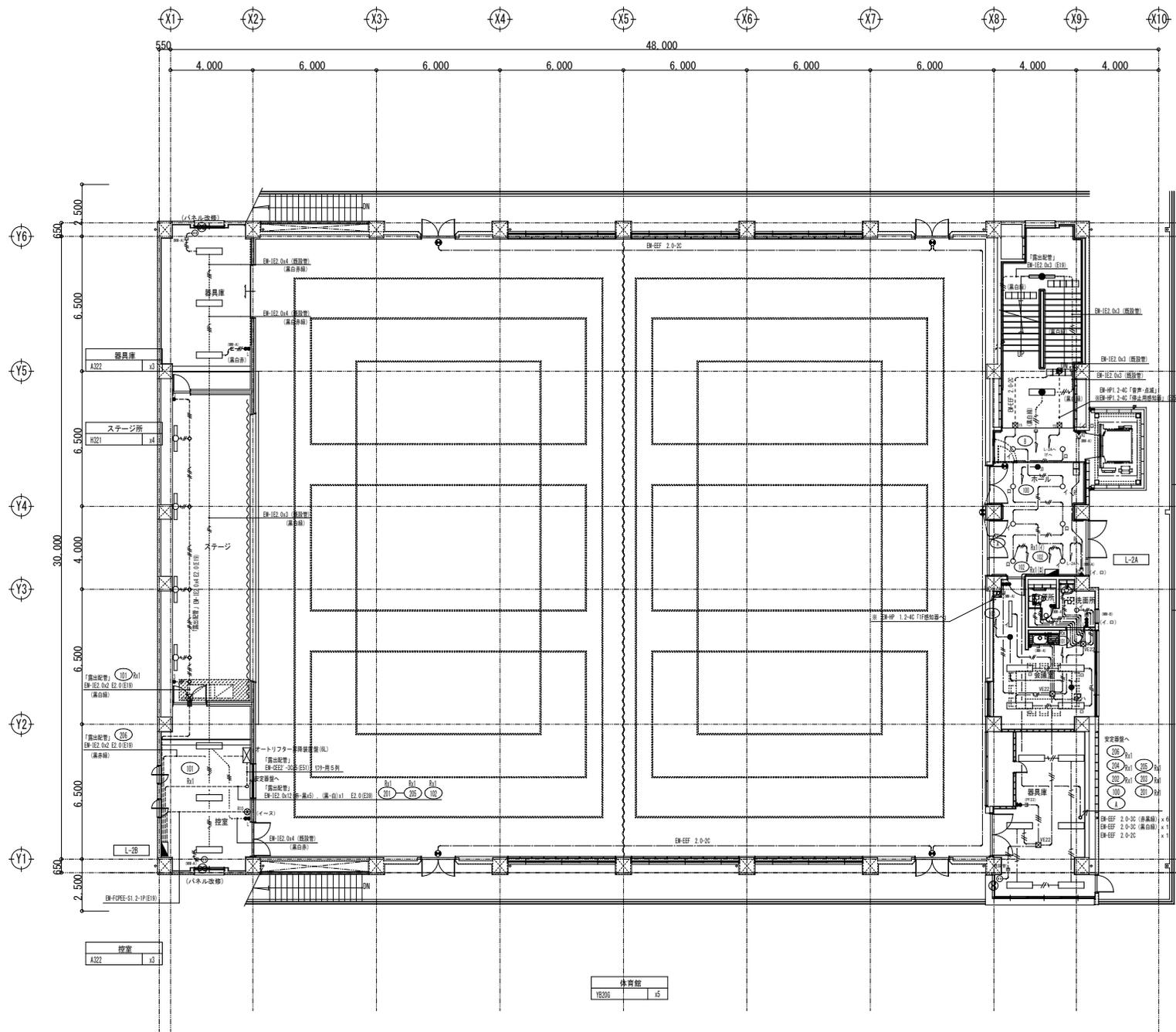
誠信建設工業 伊加賀スポーツセンター



凡例
— 対象外エリア

- (注記)
 1. 埋設深さは60~600以上とする。(埋戻しは、負荷土を使用)
 2. 埋設部分には埋設種(種)・◆表示シートを敷設のこと。
 3. 記入なきは各系統参照。
 4. ハンドホールは下記とする。
 HH1-H12: SSK-60(4x1/レター付)
 HH2-H12: SSK-60(4x1/レター付)
 5. 外灯配線は下記とする。
 EM-DES 5'-20 E2.0 (FEP30) 地中
 EM-DES 5'-20x2 E2.0 (FEP40) 地中
 EM-DES 5'-20 E2.0 (FE28) 露出
 (テニスコート部分)
 EM-DES 5'-20x2 E2.0 (露設) 地中
 6. メッセージワイヤーは22"以上とする。
 7. プルボックスサイズは下記とする。(NP)は、防水型SUS製とする。
 □B: P.B. SSS200x200x200
 □S: P.B. SSS300x200x200
 □M: P.B. SSS400x200x200
 □L: P.B. SSS500x200x200
 ☆=防球ネット用マストに取付
 ※=鋼管ホールに取付
 8. テニスコート分電盤の基礎は、本工事とする。(R-100)
 9. アスファルト舗装、人工芝等の解体・復旧は、別途建築工事とする。

伊賀県スポーツセンター体育館改修工事(電気設備工事)			No.
屋外配線図(テニスコート、駐車場部分)			E-5
DATE	CHECKED BY	DRAWN BY	SCALE
枚方市公共施設部施設整備室			1/200 (A1) 1/400 (A3)



階段	
Y621P	x1
X432	x1
Y620AF	x1

ホール	
L-150	x8
ea30	x1
Y620	x1

洗面所・便所	
L-50	x4

会議室	
C221	x1
C222	x4
ea13	x2

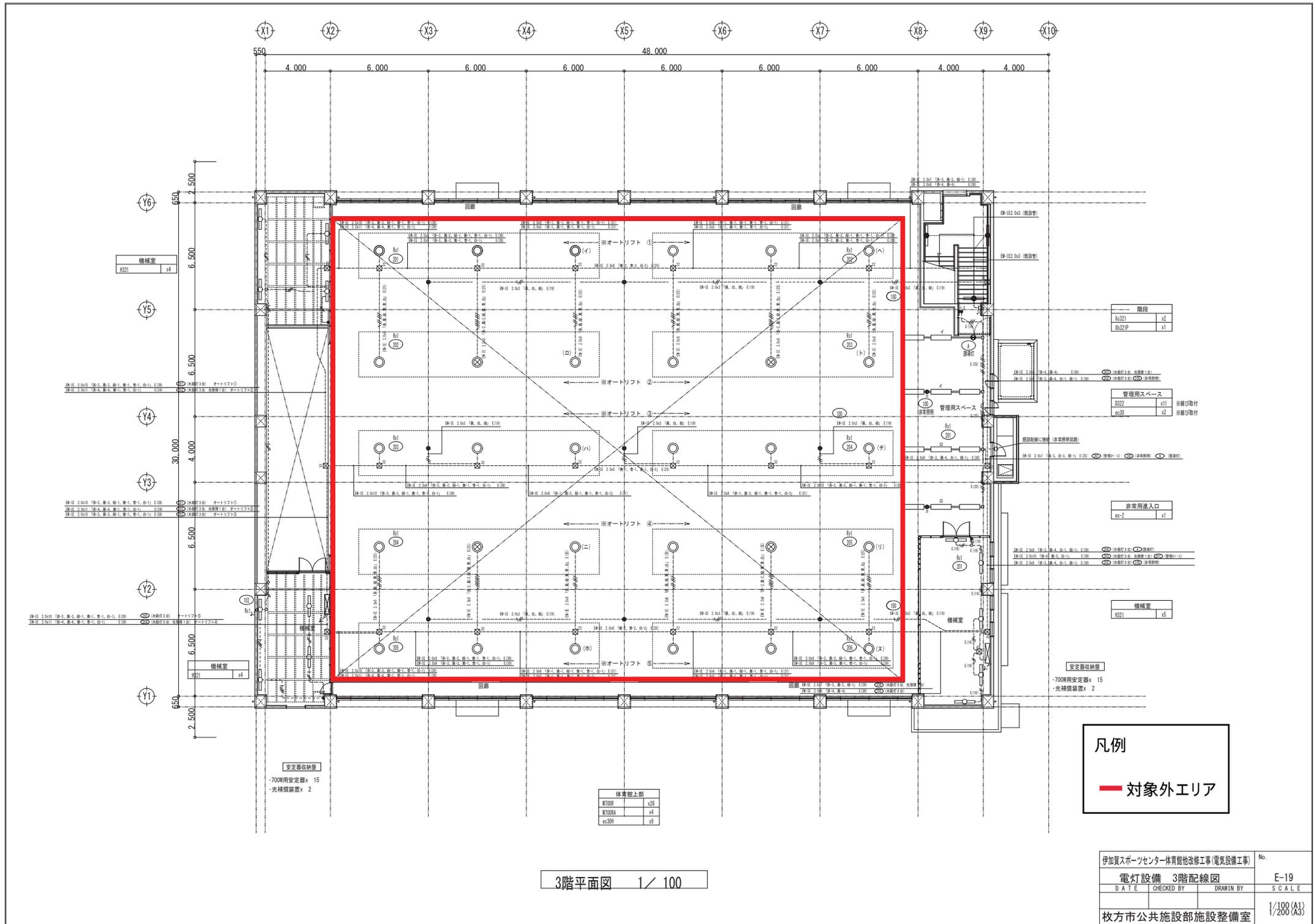
器具庫	
A322	x5

体育館	
Y620	x5

控室	
A322	x3

2階平面図 1/100

伊加賀スポーツセンター体育館他改修工事(電気設備工事)			No.
電灯設備 2階配線図			E-18
DATE	CHECKED BY	DRAWN BY	SCALE
			1/200 (A3)
枚方市公共施設部施設整備室			



機械室
R321 x4

安定器収納庫
-700W用安定器 x 15
光補償装置 x 2

体育館上部
W700R x26
W700RA x4
ec30H x9

階段
Y321P x2
Y321R x1

管理用スペース
B322 x11 ※鏡ひ取付
ec30 x2

非常用出入口
ec-2 x1

機械室
R321 x5

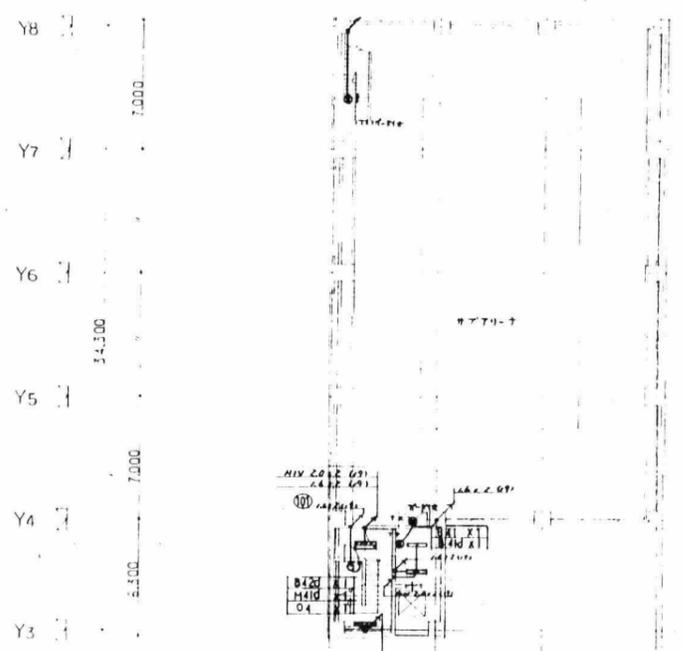
安定器収納庫
-700W用安定器 x 15
光補償装置 x 2

凡例
— 対象外エリア

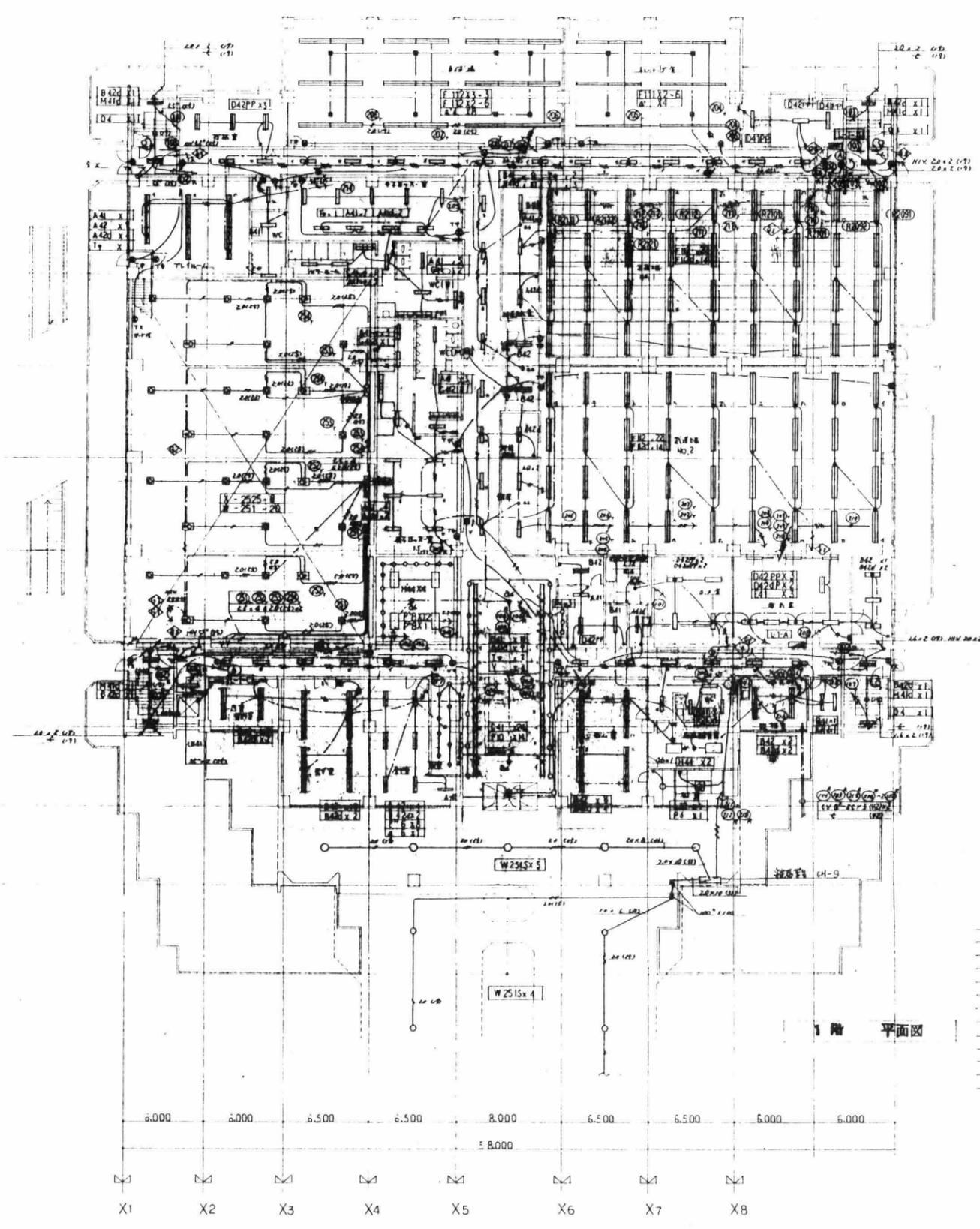
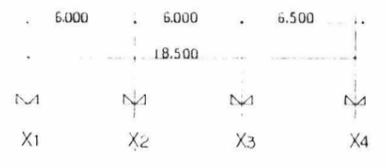
3階平面図 1/100

伊加賀スポーツセンター体育館地改修工事(電気設備工事)			No.
電灯設備 3階配線図			E-19
DATE	CHECKED BY	DRAWN BY	SCALE
			1/100 (A1)
枚方市公共施設部施設整備室			1/200 (A3)

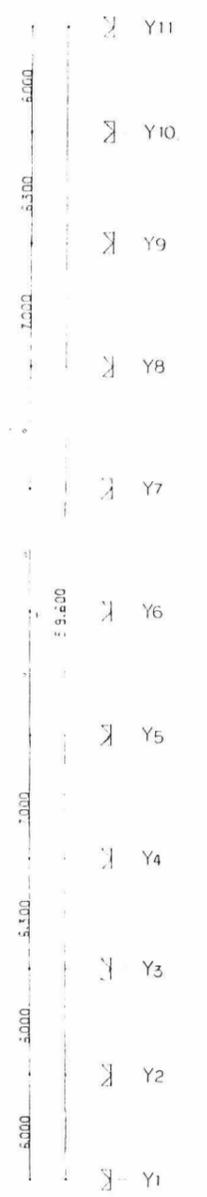
KTM 河本工業総合体育館(総合スポーツセンター
総合体育館)



B1階 平面図

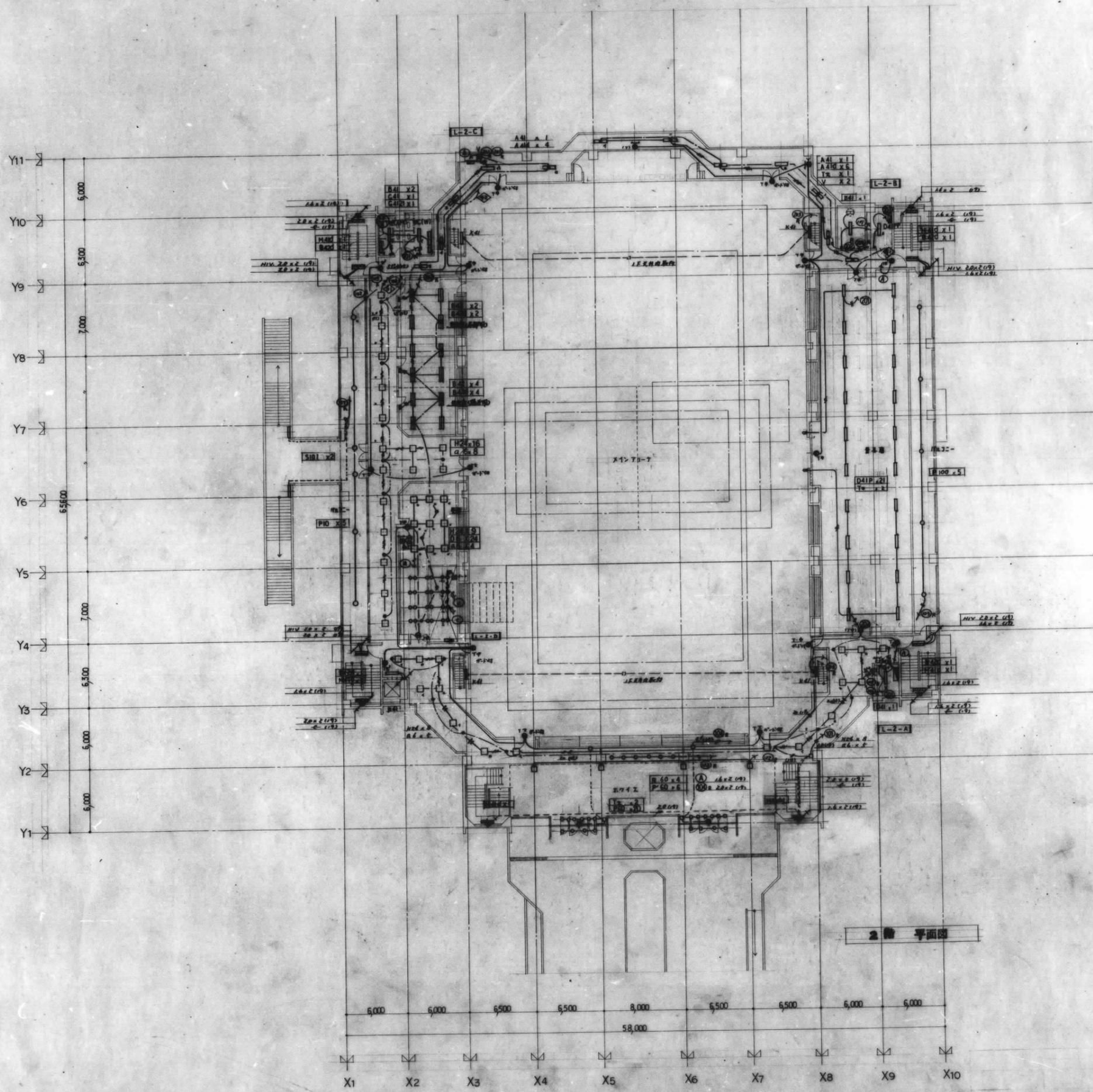


1階 平面図



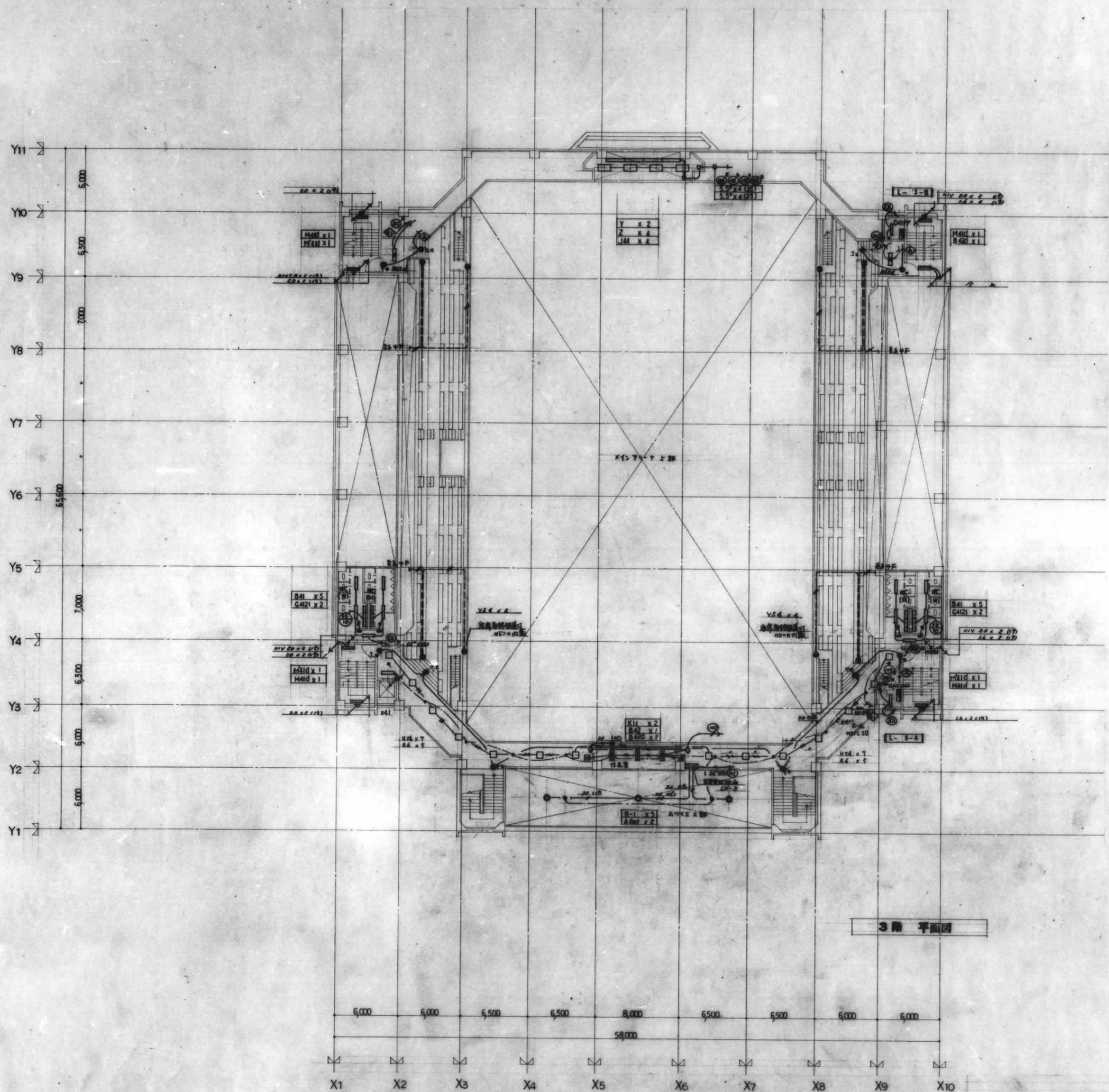
- (注)
1. 柱は鉄筋コンクリート製、梁は鉄筋コンクリート製、床は鉄筋コンクリート製、天井は鉄筋コンクリート製、外壁は鉄筋コンクリート製、内装は鉄筋コンクリート製。
 2. 柱断面は、断面図を参照せよ。
 3. 梁断面は、断面図を参照せよ。
 4. 床は、断面図を参照せよ。
 5. 天井は、断面図を参照せよ。
 6. 外壁は、断面図を参照せよ。
 7. 内装は、断面図を参照せよ。

市立総合体育館新設工事 設計図		No.
本図位置 B1F, 1F 平面図		212
DATE	CHECKED BY	SCALE
		1/200
枚方市土木部建築課		



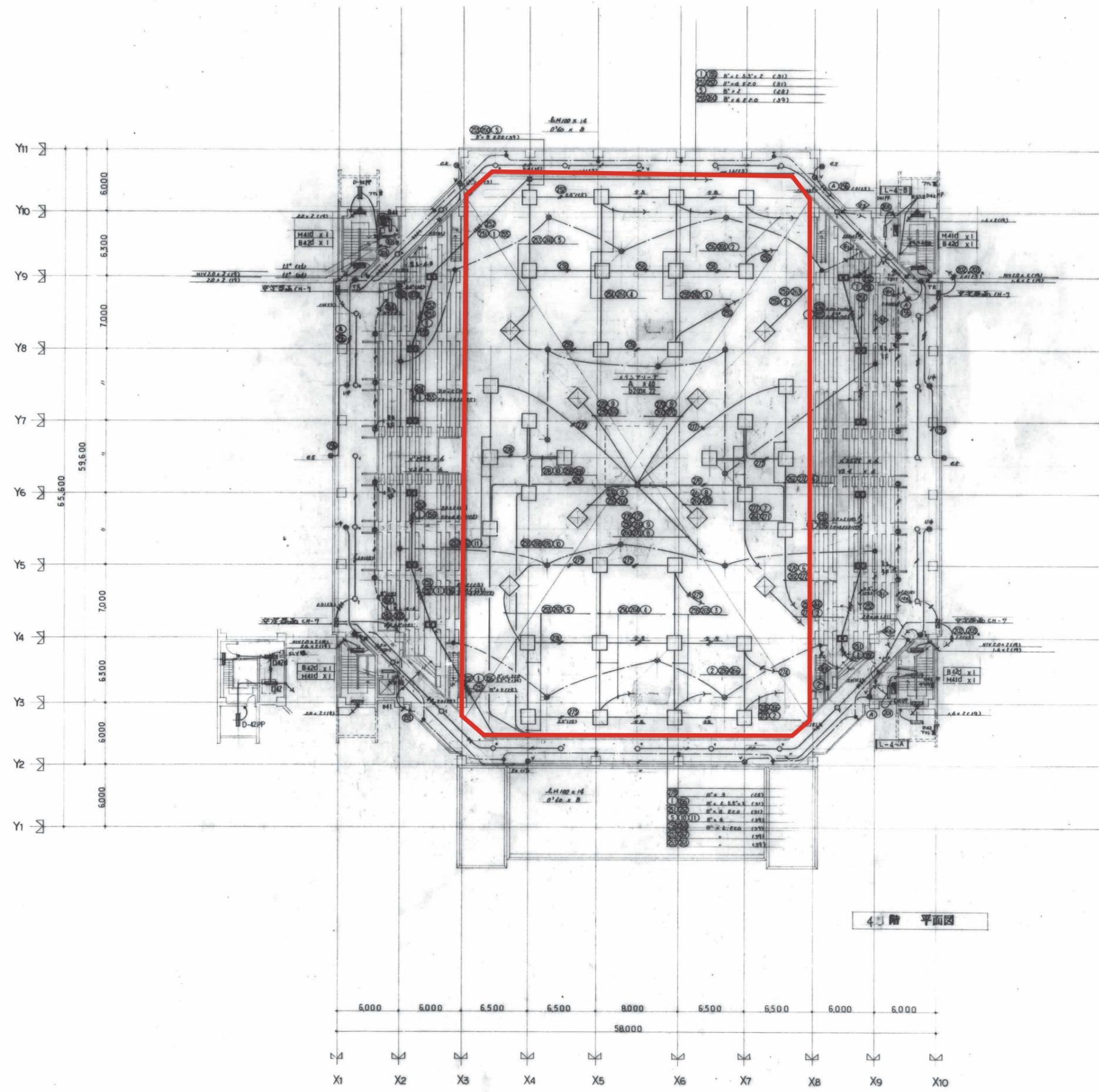
2階 平面図

市立総合体育館新設工事設計図				213
2F 平面図				
DATE	CHECKED BY	DRAWN BY	SCALE	
			1/200	
枚方市土木部建築課				



3F 平面図

市立総合体育館新設工事設計図				No.
章訂 設備			3F 平面図	214
DATE	CHECKED BY	DRAWN BY	SCALE	
			1/200	
枚方市土木部建築課				



- ① 8' x 8' (28)
- ② 8' x 8' (28)
- ③ 8' x 8' (28)
- ④ 8' x 8' (28)

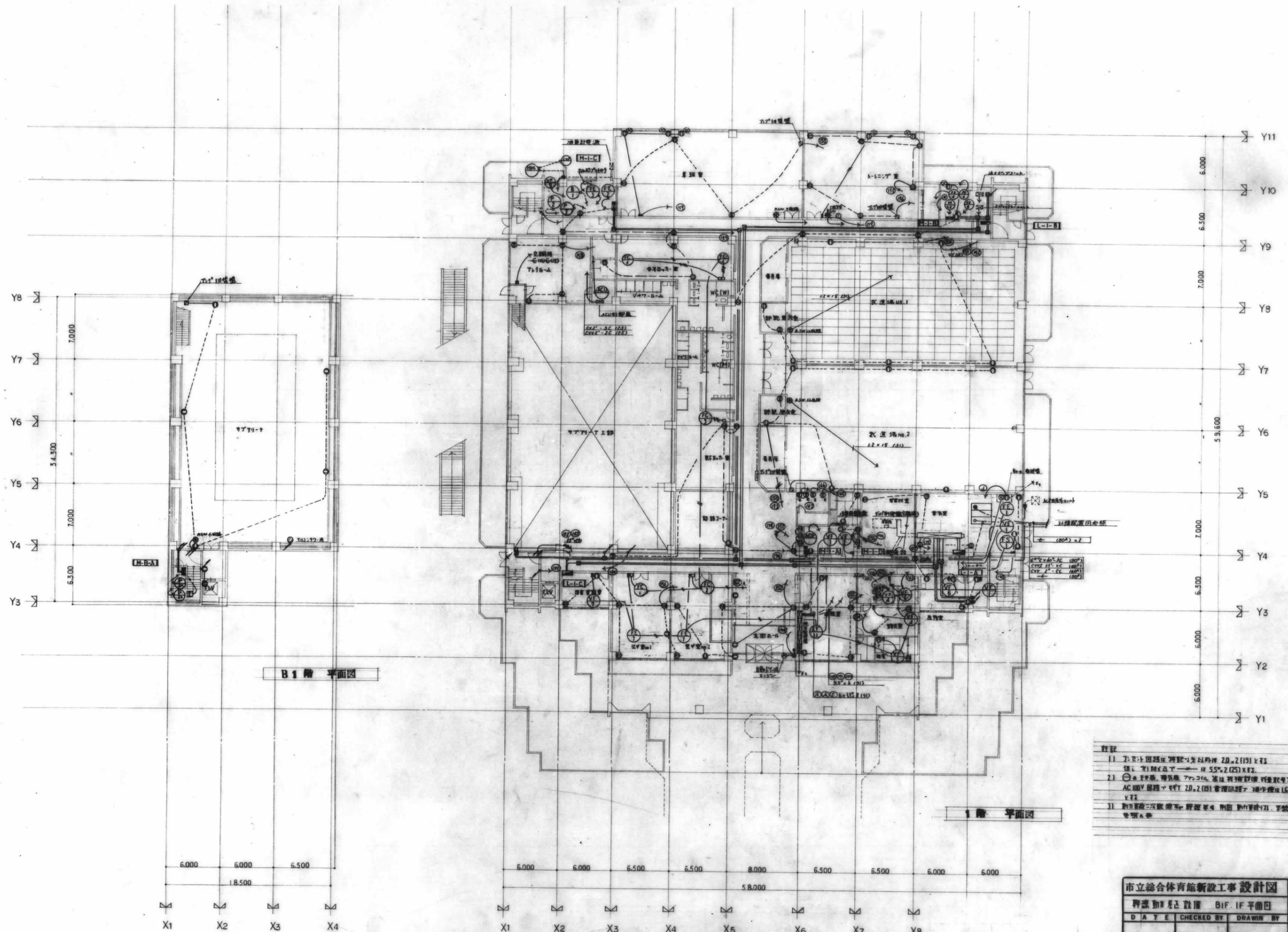
- ⑤ 8' x 8' (28)
- ⑥ 8' x 8' (28)
- ⑦ 8' x 8' (28)
- ⑧ 8' x 8' (28)
- ⑨ 8' x 8' (28)
- ⑩ 8' x 8' (28)

凡例
— 対象外エリア

註
 * エレベーター上部照明配線は別途
 (1) 照度 照度
 全数埋込み照明器具 8' x 8' (28)
 照度 照度
 (2) 照度
 全数埋込み照明器具 8' x 8' (28)
 照度 照度
 (3) 埋込照明
 全数埋込み照明器具 FP 8' x 8' (28)
 照度 照度
 * 10' x 10' 埋込照明器具は別途

4F 平面図

市立総合体育館新設工事設計図		No.
照明設備 4F 平面図		215
DATE CHECKED BY	DRAWN BY	SCALE
		1/200
枚方市土木部建築課		

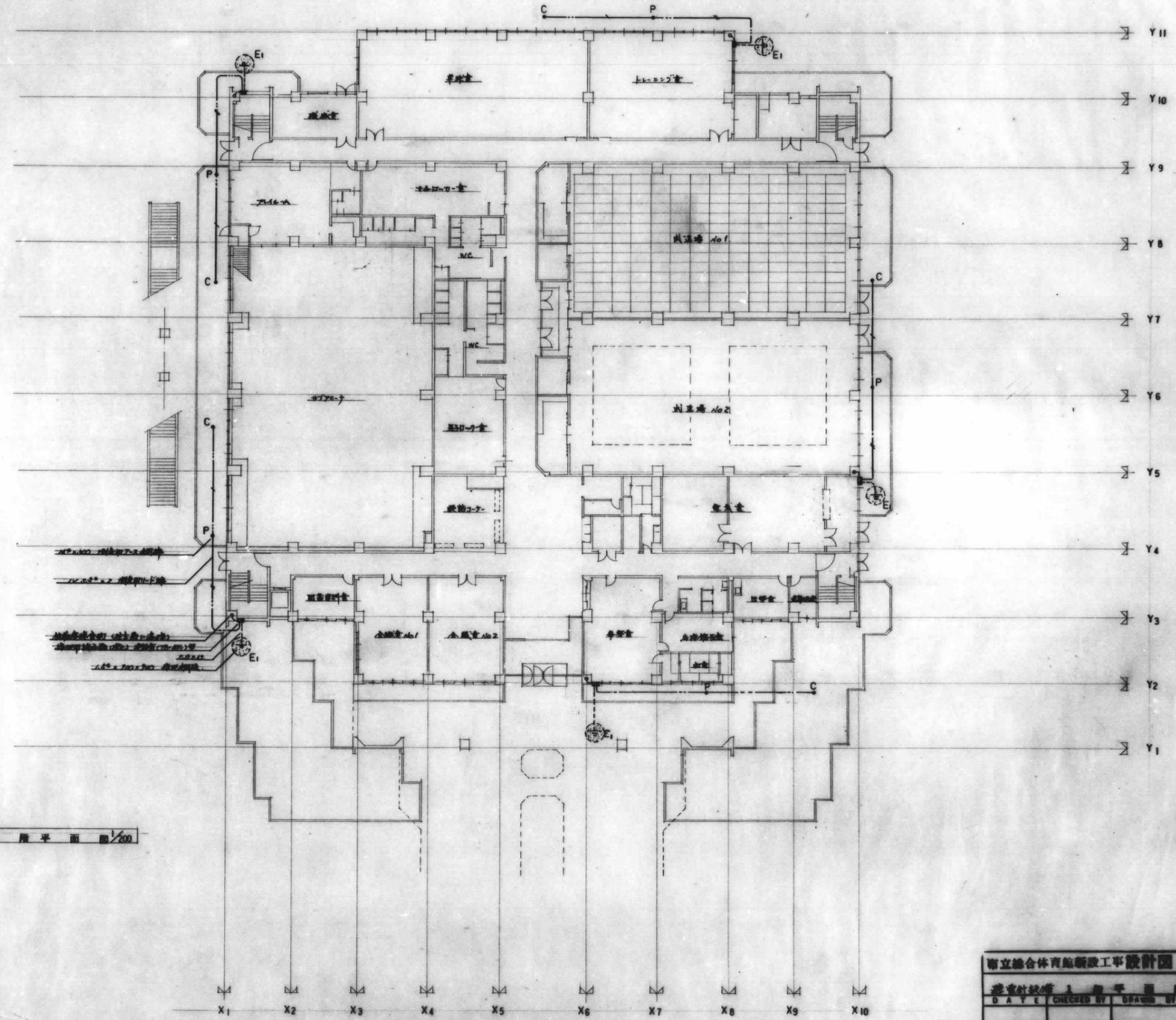


B1階 平面図

B1階 平面図

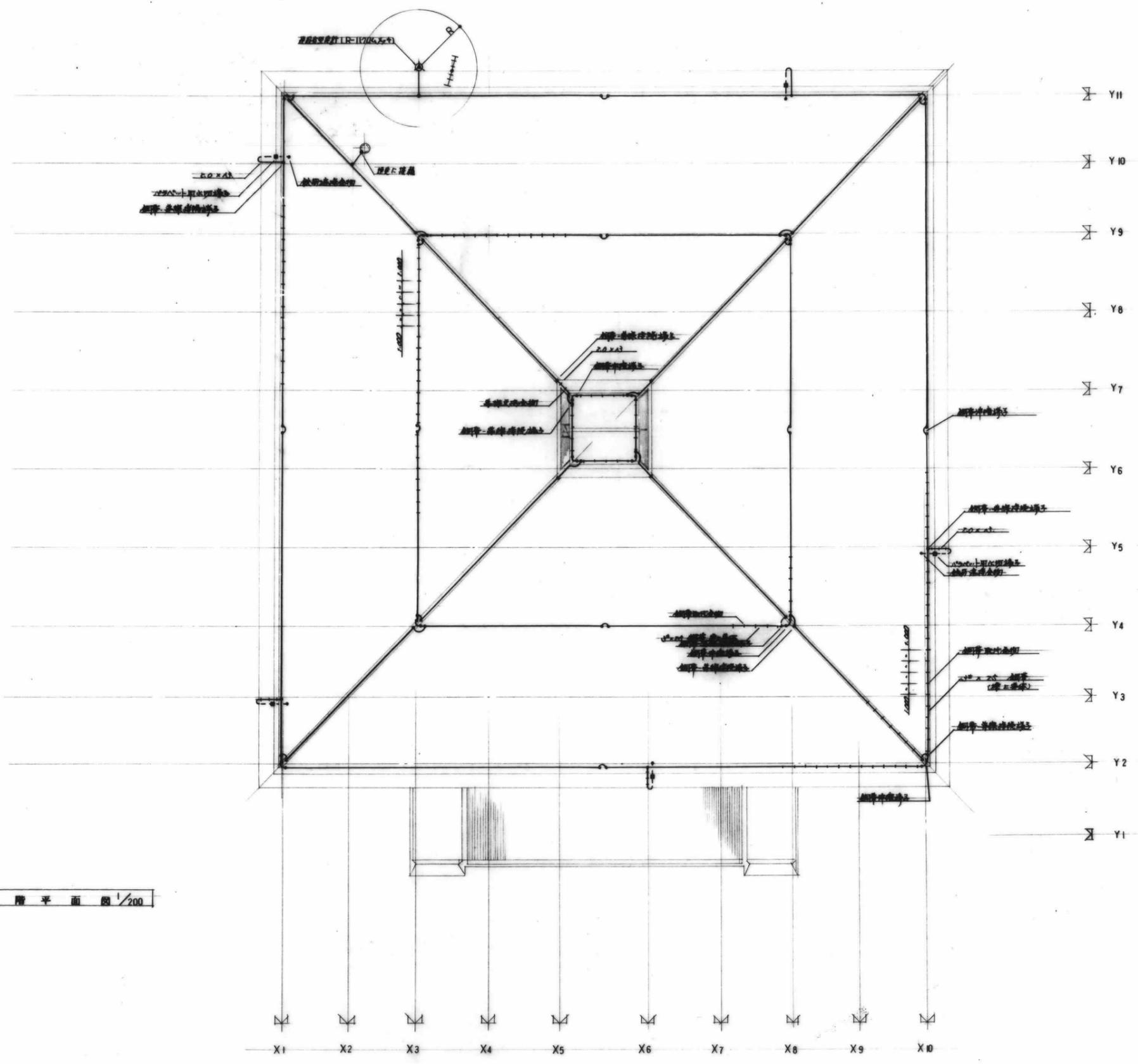
- 詳註
- 1) 上: 上図面記載の配管以外は 20.2(19) x 7.5
 径: 21.0 x 7.5 (H: 55.2(25) x 7.5)
 - 2) ①: 20.2(19) x 7.5 径の配管は 20.2(19) x 7.5 径の配管に
 AC 100V 回路 + 20.2(19) x 7.5 径の配管に 16.0(15) x 7.5
 - 3) 配管は二次配管に 20.2(19) x 7.5 径の配管に 16.0(15) x 7.5

市立総合体育館新設工事 設計図		No.
詳細設計図 第 1 図 B1F 平面図		216
DATE	CHECKED BY	DRAWN BY
SCALE		1/200
枚方市土木部建築課		



1 階平面 1/200

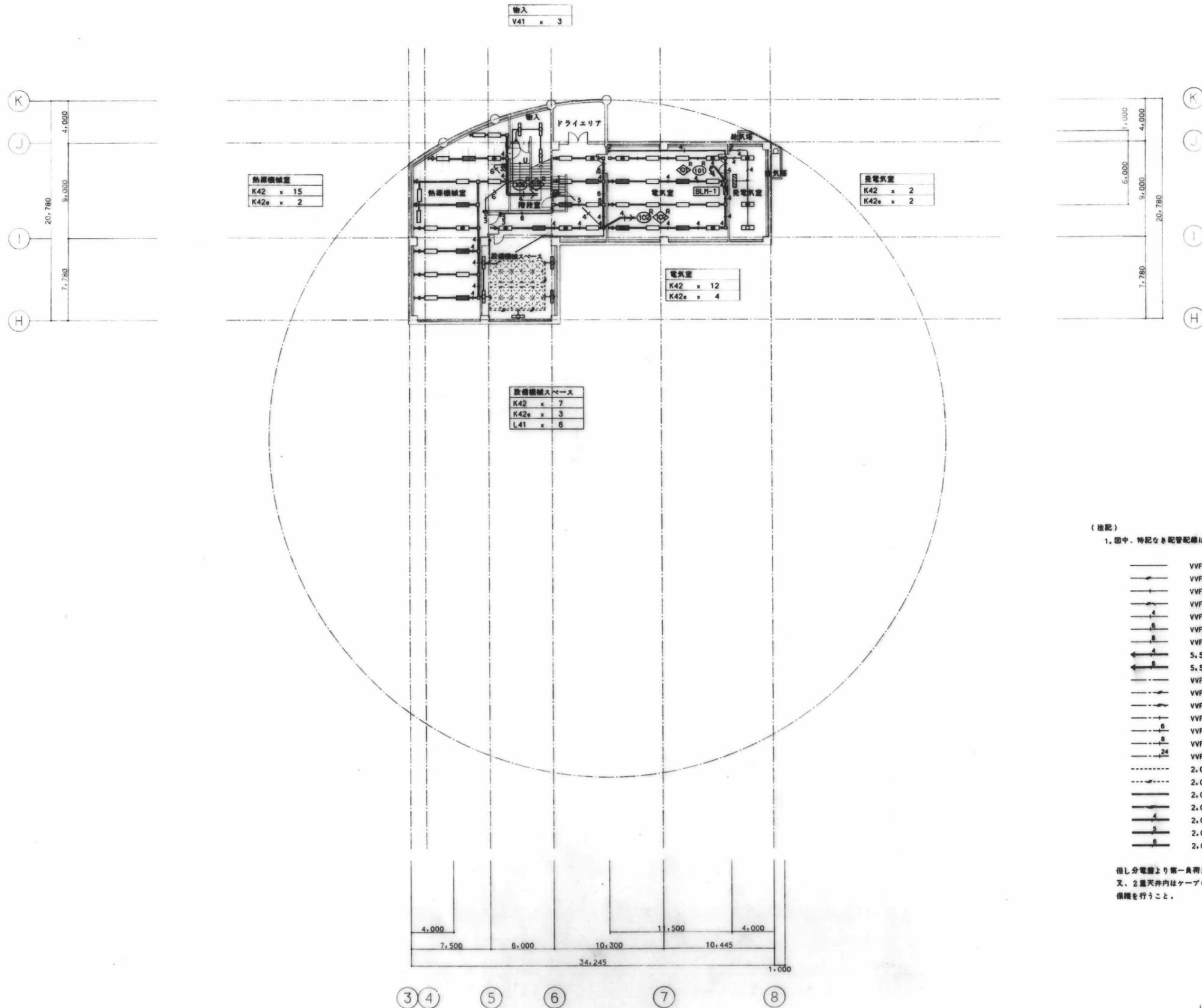
市立総合体育館新設工事設計図		234
設計者	校方市土木部建築課	1/200
DATE	CHECKED BY	DRAWN BY



屋 階 平 面 図 1/200

市立総合体育館新設工事設計図			No. 235
竣工日	CHECKED BY	DRAWN BY	SCALE
			1/200
枚方市土木部建築課			

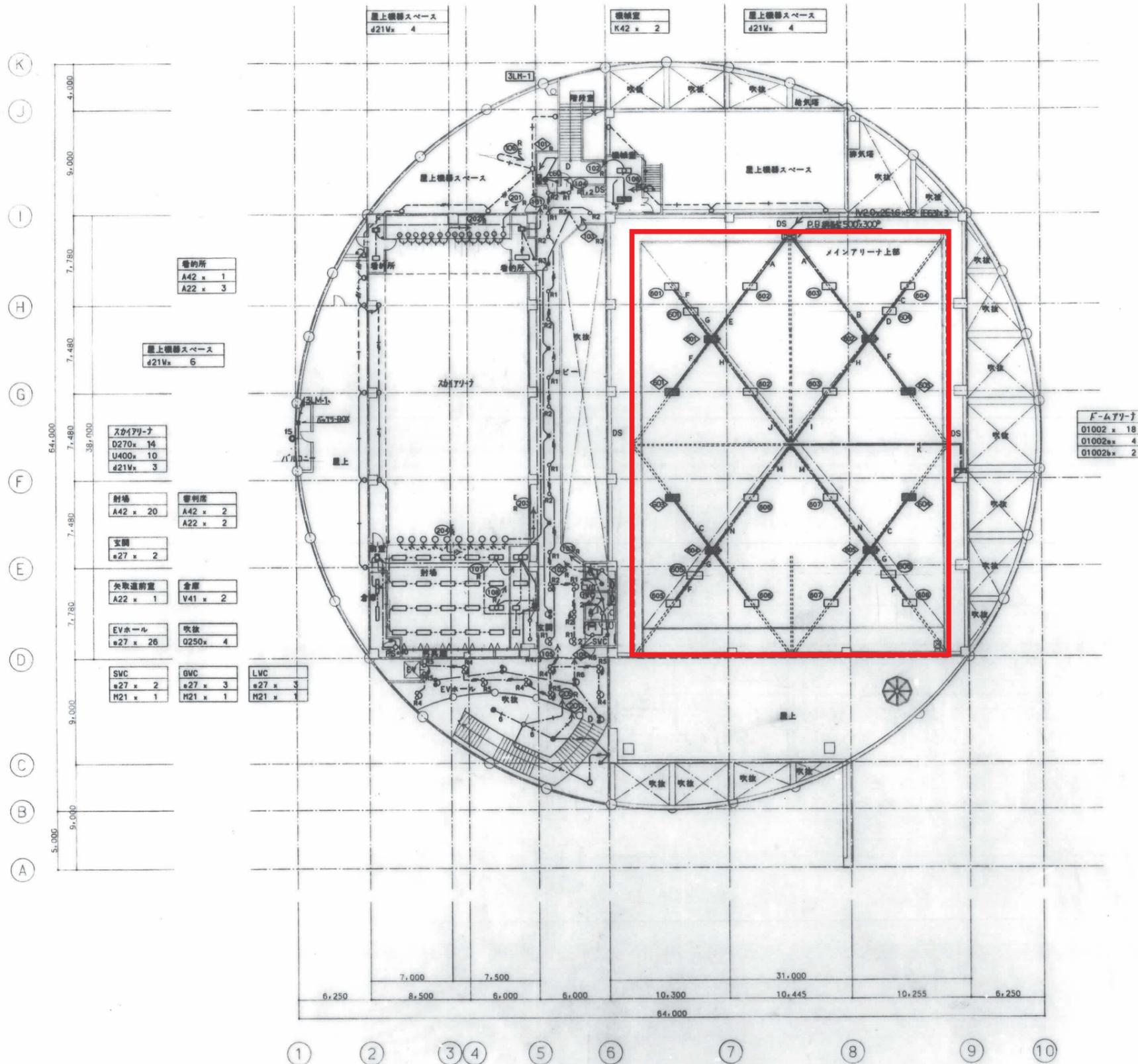
昌栄工務店ひらかた渚体育館（渚市民体育館）



(注記)
1. 图中、特記なき配管配線は、下記による。

- VVF2.0-2C (PF16)
- VVF2.0-3C (PF22)
- VVF2.0-3C 内1Cアース (PF22)
- VVF2.0-2C×2 内1Cアース (PF22)
- VVF2.0-2C×2 (PF22)
- VVF2.0-2C×3 (PF16) (PF22)
- VVF2.0-2C×4 (PF22) ×2
- 5.5×4 (PF22)
- 5.5×6 (PF22)
- VVF2.0-2C
- VVF2.0-3C
- VVF2.0-2C×2 内1Cアース
- VVF2.0-3C 内1Cアース
- VVF2.0-3C×2 内1Cアース
- VVF2.0-3C×2, VVF2.0-2C
- VVF2.0-3C×8
- 2.0×2 (E19)
- 2.0×3 (E19)
- 2.0×2 (レースクエイ 45×30)
- 2.0×3 (レースクエイ 45×30)
- 2.0×4 (レースクエイ 45×30)
- 2.0×5 (レースクエイ 45×30)
- 2.0×6 (レースクエイ 45×30)

但し分電盤より第一負荷までは1V5.5'・VVF2.6とする。
又、2層天井内はケーブルころがしとし、立上げ・下げはPF管にて保護を行うこと。



看台所	A42 x 1 A22 x 3
屋上機房スペース	φ21V x 6
スカイリフト	D270 x 14 U400 x 10 φ21V x 3
射場	A42 x 20 A42 x 2 A22 x 2
支脚	φ27 x 2
矢取道前室	A22 x 1 V41 x 2
EVホール	φ27 x 26 φ250 x 4
SVC	φ27 x 2 H21 x 1
GWC	φ27 x 3 H21 x 1
LVC	φ27 x 3 H21 x 1

F-A7V-1	01002 x 18 01002a x 4 01002b x 2
---------	--

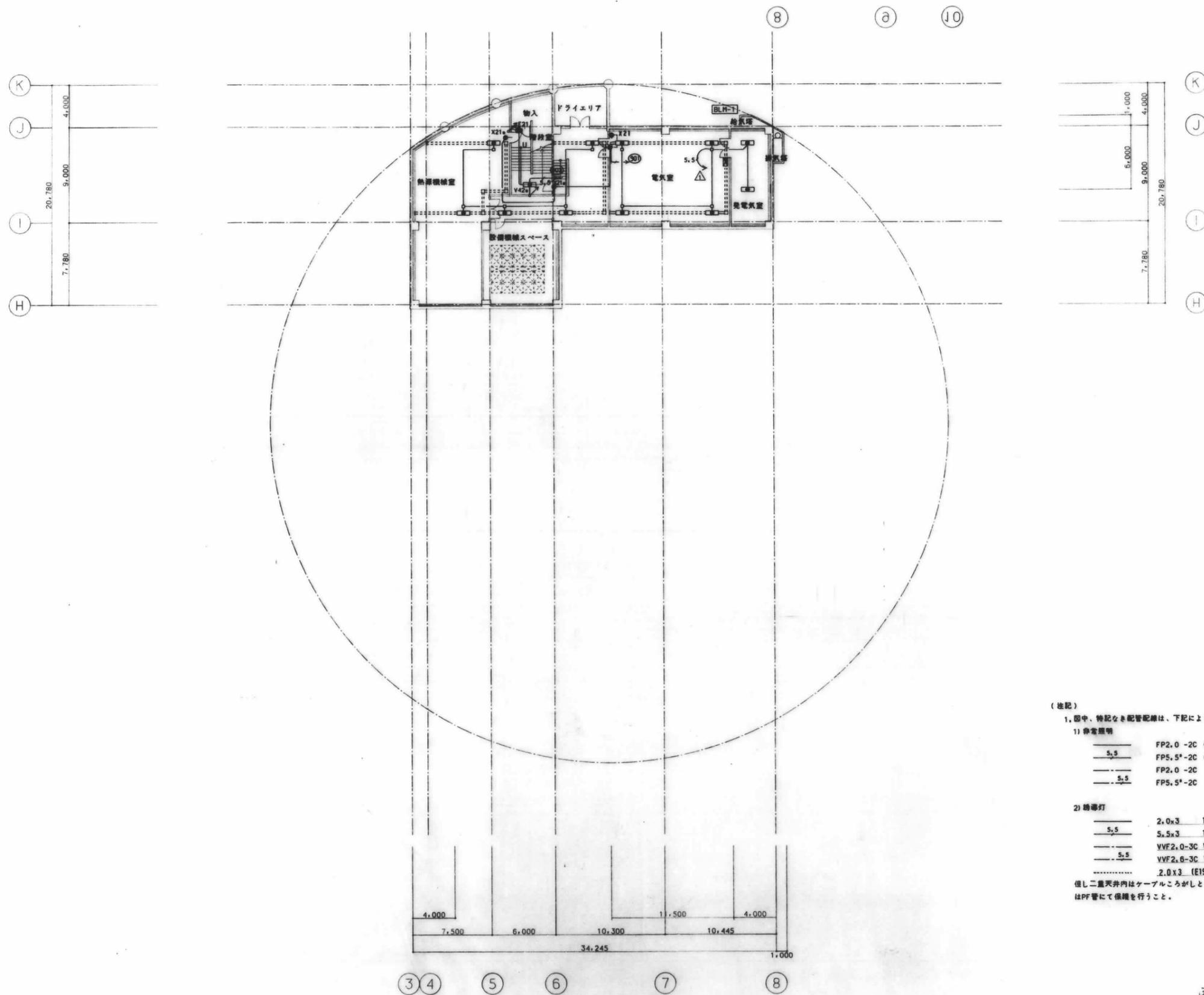
凡例
— 対象外エリア

- (注記)
- メインアリーナの配線は下記による。

A	CV3.5-3C x26
B	CV3.5-3C x24 CV3.5-3C x2
C	CV3.5-3C x2 CV3.5-3C
D	CV3.5-3C x4 CV3.5-3C
E	CV3.5-3C x24 CV3.5-3C
F	CV3.5-3C x2 CV3.5-3C x2
G	CV3.5-3C x4 CV3.5-3C x2
H	CV3.5-3C x15 CV3.5-3C x3
I	CV3.5-3C x13 CV3.5-3C x3
J	CV3.5-3C x13 CV3.5-3C x4
K	CV3.5-3C
L	CV3.5-3C x13 CV3.5-3C
M	CV3.5-3C x11 CV3.5-3C
 - 点滅区分

A1	φ01 φ02
B1	φ03 φ04
C1	φ05 φ06
D1	φ07 φ08
E1	φ09 φ10
F1	φ11
G1	φ12 φ13
- メインアリーナ照明の配線は照明管上部に配線すること。

3階平面図 S=1/200

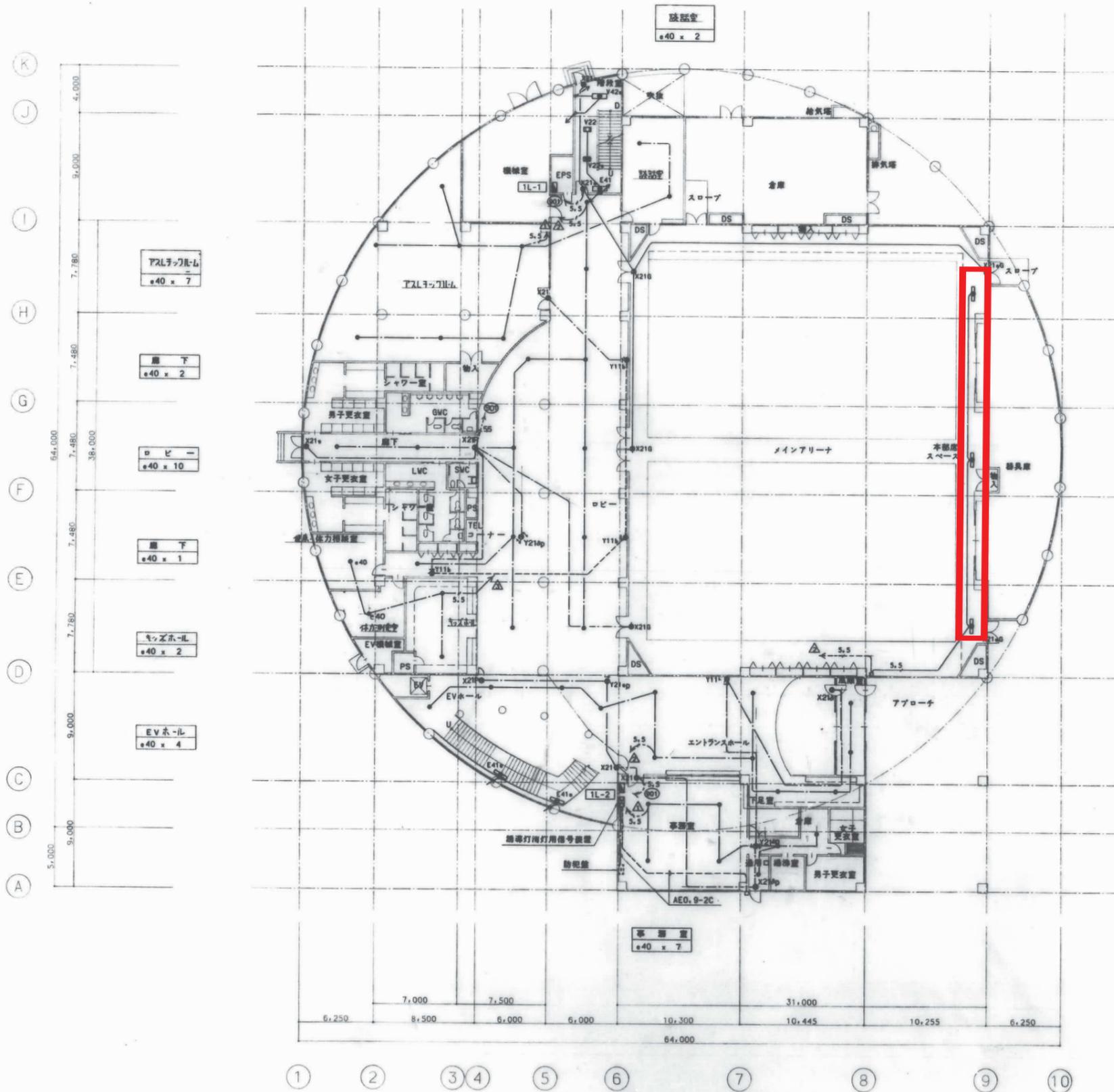


- (注記)
- 1) 図中、特記なき配管配線は、下記による。

——	FP2.0-2C (PF22)
——	FP5.5 ⁺ -2C (PF28)
——	FP2.0-2C
——	FP5.5 ⁺ -2C
 - 2) 誘導灯

——	2.0x3	1.6x2 (PF22)
——	5.5x3	1.6x2 (PF22)
——	YVF2.0-3C	WF1.6-2C
——	YVF2.6-3C	WF1.6-2C
.....	2.0x3	(E19)
- 但し二重天井内はケーブルところがしとし、立上げ、立下げはPF管にて保護を行うこと。

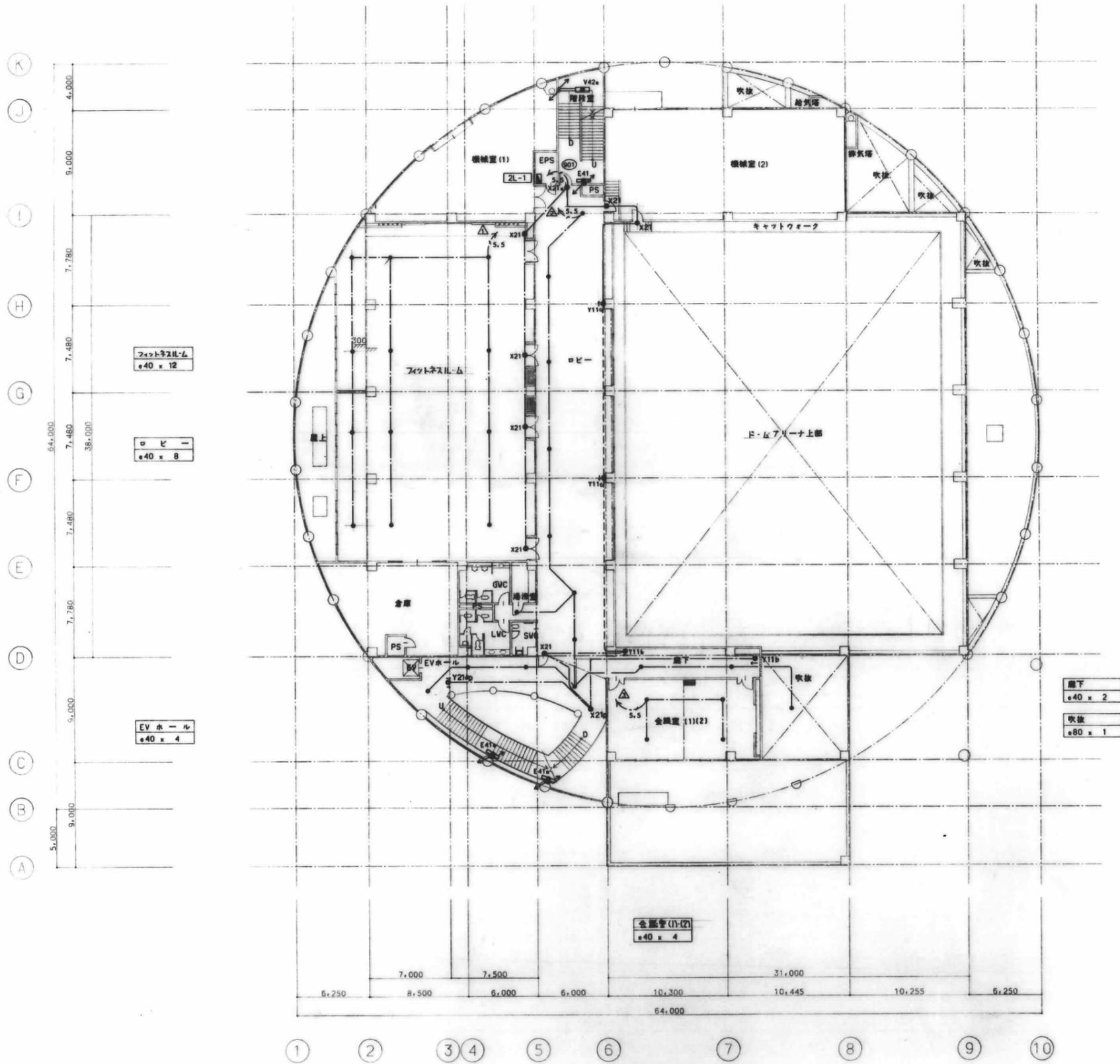
地下1階平面図 S=1/200



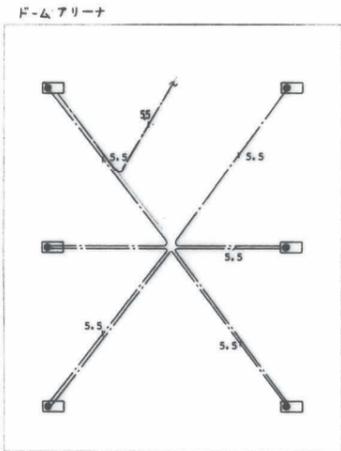
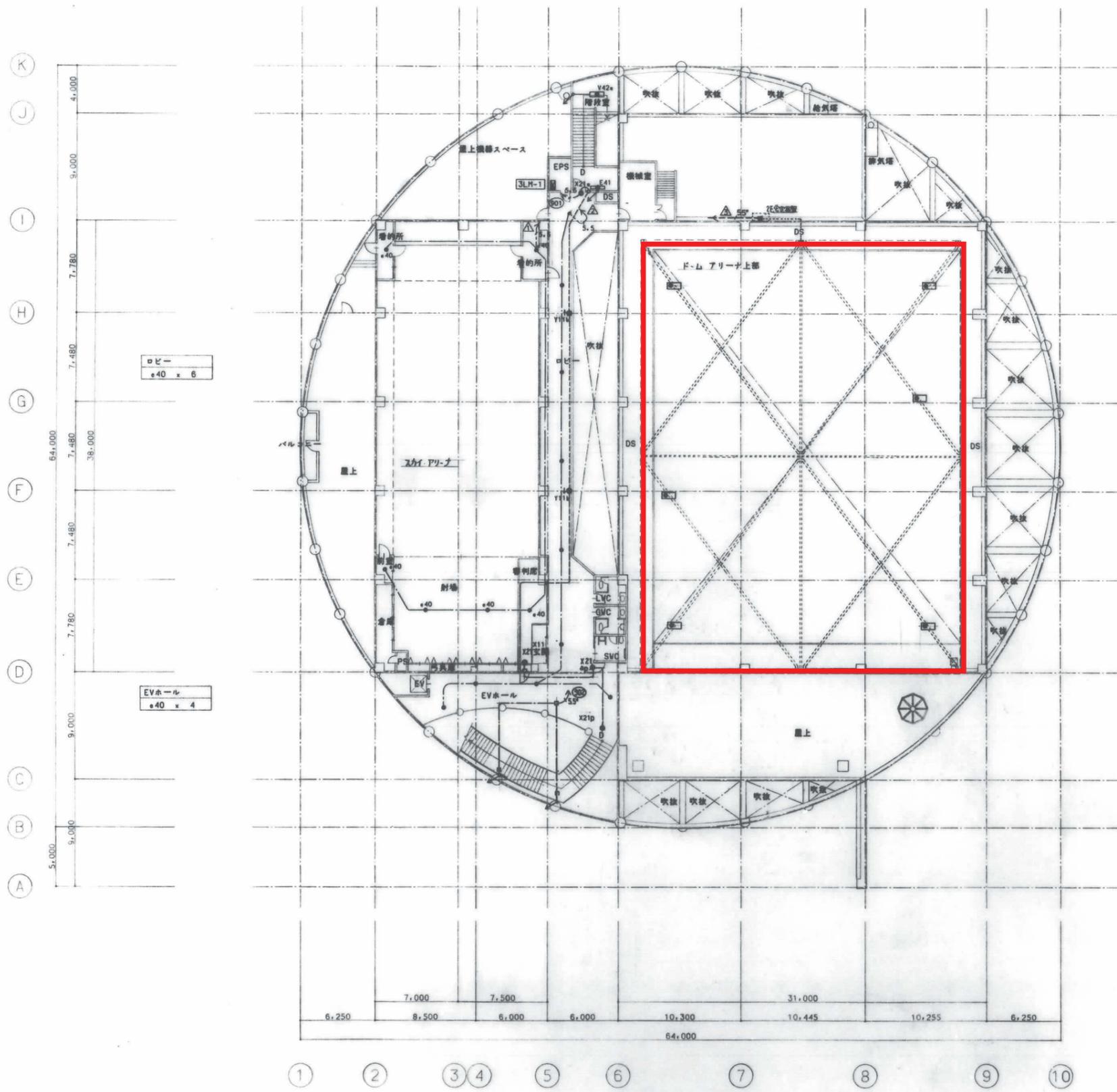
1階平面図 S=1/200

凡例
— 対象外エリア

- 風除室
e40 x 2
- エントランスホール
e40 x 4
- 下足室
e40 x 2



2階平面図 S=1/200

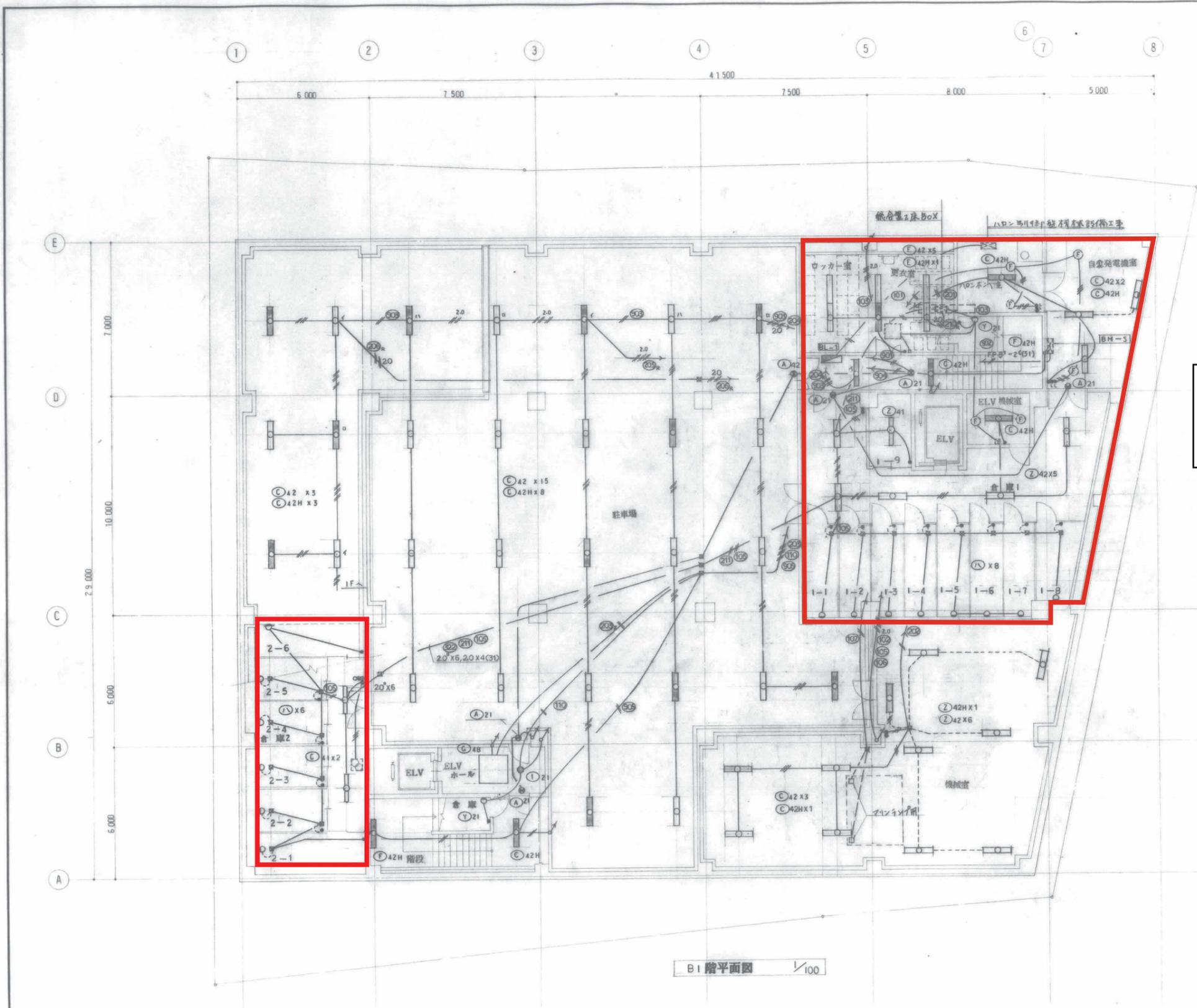


凡例
— 対象外エリア

3階平面図 S=1/200

工事種別 (仮称) 枚方市立清地域体育館新設工事 (電気設備工事)	図面番号 32 / 53
図面名称 3階平面図 (非常照明・誘導灯)	枚方市土木部建築課
縮尺 S=1/200	備考 —
作成 —	確認 都市環境設計

公設市場サンパーク・枚方公園青少年センター・
枚方公園分室



凡例
 — 対象外エリア

特別な記号記号は下欄による

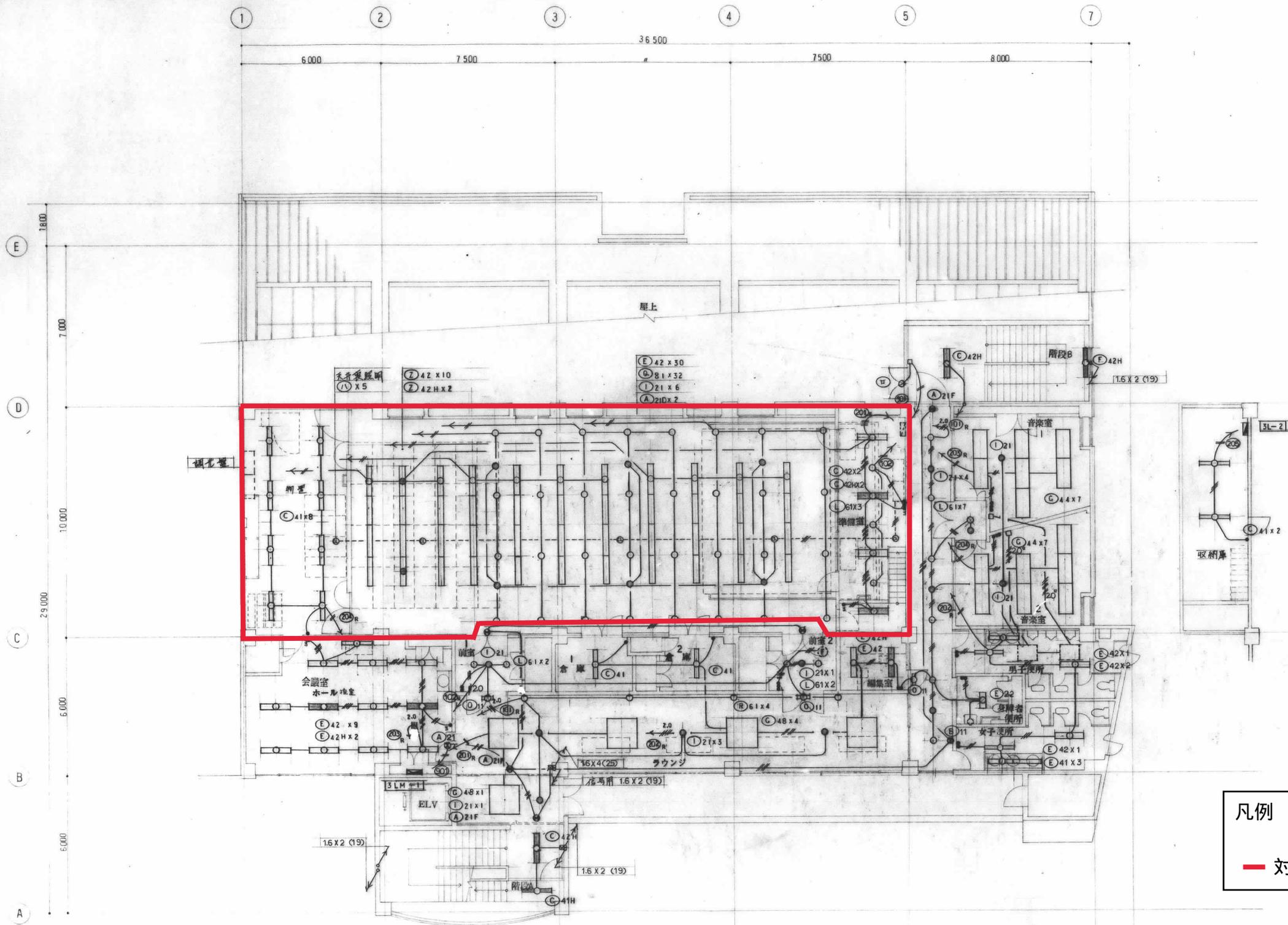
—	1.6 x 2 (19)
—	1.6 x 3 (19)
—	1.6 x 4 (25)
—	1.6 x 5 (25)
—	1.6 x 6 (25)
—	2.0 x 2 (19)
—	2.0 x 3 (19)
—	2.0 x 4 (25)
—	2.0 x 5 (25)
—	2.0 x 6 (25)
—	2.0 x 10 (31)

2" x 6 (25)

図例用 コントロールスイッチ 機械設備工事用記号
 接点物

B1 階平面図 1/100

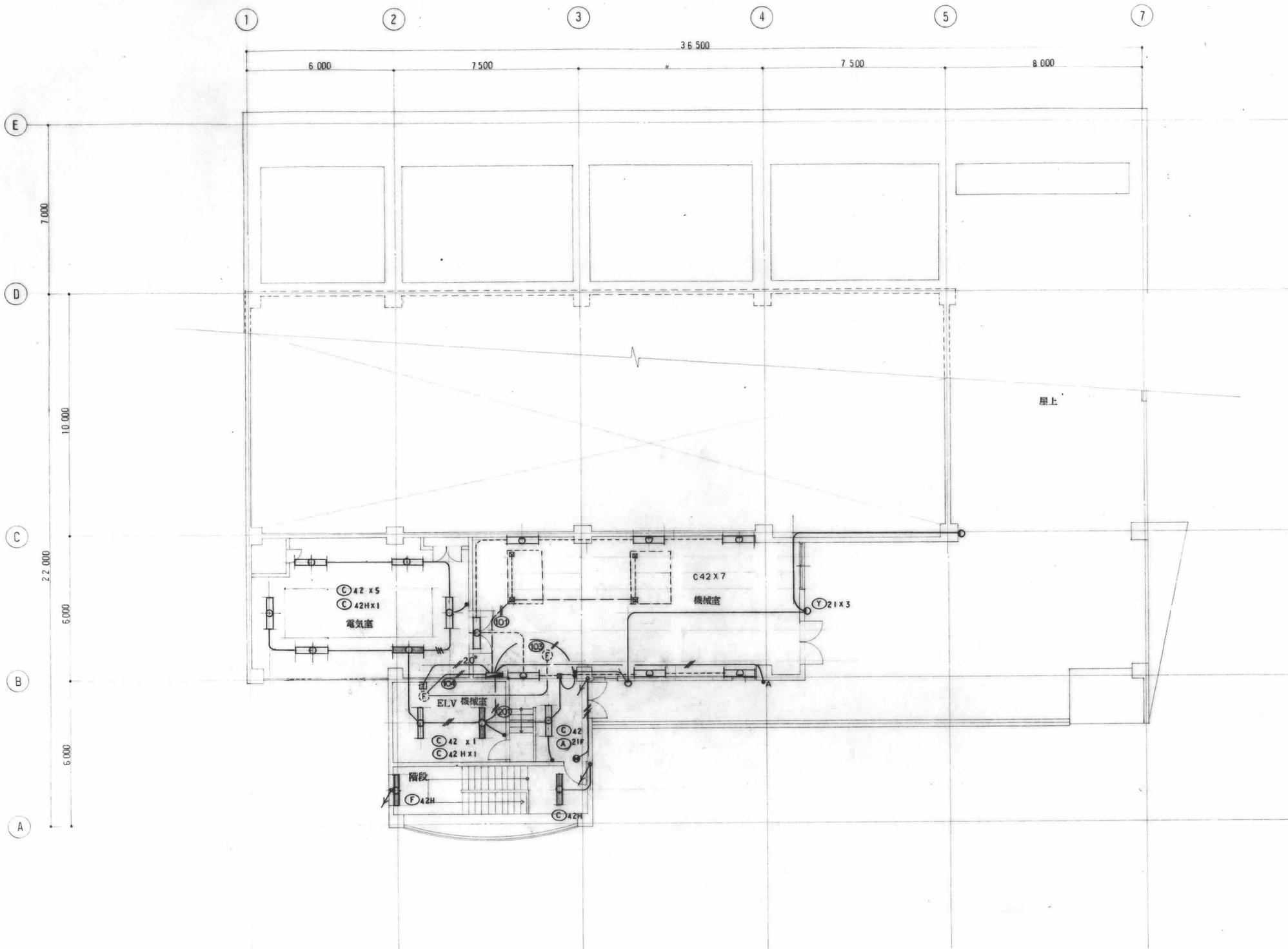
西口公園市場 整備工事 ・青少年センター 建設工事			No.
電灯設備 B1階平面図			E-24
DATE	CHECKED BY	DRAWN BY	SCALE
			1/100
枚方市土木部建築課			



3 階平面図 1/100

凡例
 — 対象外エリア

西口公設市場 整備工事 ・青少年センター 建設工事			No. E-27
電灯設備		3 階平面図	
DATE	CHECKED BY	DRAWN BY	SCALE
			1/100
枚方市土木部建築課			



4 階平面図 1/100

西口公設市場 整備工事 ・青少年センター 建設工事				No.
電灯 設備				E-28
4 階平面図				
DATE	CHECKED BY	DRAWN BY	SCALE	
			1/100	
枚方市土木部建築課				

別添資料2：予定契約電力及び月別予定使用電力（市有施設電力調達業務）

1. 予定契約電力等

施設番号	対象施設名	需要場所	電気方式	標準電圧(V)	計量電圧(V)	契約電力(kw)	予備線の有無	予備線の契約電力kW	年間予定電力使用量(kWh)	供給地点特定番号	発電施設の有無(自家発補給電力)	電力需給期間		備考
												自	至	
1	枚方小学校	枚方市枚方之上町9-21	交流3相3線式	6,000	6,000	182	無し	無し	184,026	06-1011-7116-0092-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
2	枚方第二小学校・留守家庭児童会室	枚方市田宮本町11-1	交流3相3線式	6,000	6,000	159	無し	無し	195,241	06-1011-7110-0110-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
3	蹠跽小学校・留守家庭児童会室	枚方市北中振2-11-21	交流3相3線式	6,000	6,000	135	無し	無し	145,656	06-1041-7160-2112-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
4	香里小学校・留守家庭児童会室・単独調理場・香里幼稚園	枚方市香里ヶ丘10-5-2	交流3相3線式	6,000	6,000	274	無し	無し	301,870	06-1111-7171-0042-7003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
5	開成小学校	枚方市香里ヶ丘2-5	交流3相3線式	6,000	6,000	139	無し	無し	150,422	06-1081-7170-2230-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
6	五常小学校・留守家庭児童会室	枚方市香里ヶ丘6-9	交流3相3線式	6,000	6,000	137	無し	無し	162,326	06-1081-7170-6090-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
7	春日小学校・留守家庭児童会室・共同調理場	枚方市高田2-15-10	交流3相3線式	6,000	6,000	259	無し	無し	261,650	06-1171-7198-2151-0003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
8	桜丘小学校・留守家庭児童会室・単独調理場	枚方市村野本町30-1	交流3相3線式	6,000	6,000	181	無し	無し	190,118	06-1191-7396-0300-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
9	山田小学校・留守家庭児童会室	枚方市甲斐田町1-27	交流3相3線式	6,000	6,000	107	無し	無し	95,388	06-1041-7235-0012-7003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
10	明倫小学校・留守家庭児童会室	枚方市中宮西之町10-6	交流3相3線式	6,000	6,000	128	無し	無し	151,549	06-1021-7205-0100-6003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
11	殿山第一小学校・留守家庭児童会室	枚方市上野1-6-5	交流3相3線式	6,000	6,000	99	無し	無し	120,599	06-1031-7227-1060-5003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
12	殿山第二小学校	枚方市養父丘2-7-53	交流3相3線式	6,000	6,000	127	無し	無し	138,175	06-1101-7287-2075-3003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
13	樟葉小学校・留守家庭児童会室	枚方市南楠葉2-40-6	交流3相3線式	6,000	6,000	161	無し	無し	185,427	06-1111-7306-2400-6003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
14	津田小学校	枚方市津田西町1-33-1	交流3相3線式	6,000	6,000	154	無し	無し	147,577	06-1241-7788-1330-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
15	菅原小学校・留守家庭児童会室・単独調理場	枚方市藤阪中町13-1	交流3相3線式	6,000	6,000	150	無し	無し	194,899	06-1181-7707-0130-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
16	氷室小学校・留守家庭児童会室・単独調理場	枚方市尊延寺3-1-38	交流3相3線式	6,000	6,000	133	無し	無し	325,404	06-1221-7771-3013-8003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
17	山之上小学校・留守家庭児童会室・単独調理場	枚方市山之上1-32-1	交流3相3線式	6,000	6,000	173	無し	無し	211,388	06-1021-7103-1312-0003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
18	牧野小学校・留守家庭児童会室・単独調理場	枚方市上島東町4-18	交流3相3線式	6,000	6,000	215	無し	無し	226,133	06-1101-7284-0041-8003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
19	交北小学校・留守家庭児童会室	枚方市交北2-30-5	交流3相3線式	6,000	6,000	181	無し	無し	139,019	06-1041-7232-2300-5003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
20	香陽小学校・留守家庭児童会室	枚方市香里ヶ丘11-36-1	交流3相3線式	6,000	6,000	127	無し	無し	130,360	06-1111-7171-1360-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
21	招提小学校・留守家庭児童会室・共同調理場	枚方市招提東町2-2	交流3相3線式	6,000	6,000	165	無し	無し	183,764	06-1151-7296-2020-8003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
22	中宮小学校・留守家庭児童会室・単独調理場	枚方市中宮山戸町22-3	交流3相3線式	6,000	6,000	200	無し	無し	194,007	06-1021-7206-0220-3003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
23	小倉小学校・留守家庭児童会室・単独調理場	枚方市小倉町29-1	交流3相3線式	6,000	6,000	181	無し	無し	212,101	06-1031-7256-0290-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
24	樟葉南小学校・留守家庭児童会室・単独調理場	枚方市楠葉美咲1-25-1	交流3相3線式	6,000	6,000	112	無し	無し	158,997	06-1121-7303-1250-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
25	磯島小学校・留守家庭児童会室	枚方市磯島北町3-1	交流3相3線式	6,000	6,000	163	無し	無し	142,853	06-1051-7245-0030-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
26	蹠跽西小学校・留守家庭児童会室	枚方市出口6-20-1	交流3相3線式	6,000	6,000	129	無し	無し	120,267	06-1051-7141-6200-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
27	樟葉西小学校・留守家庭児童会室・単独調理場	枚方市楠葉並木1-11-1	交流3相3線式	6,000	6,000	177	無し	無し	150,594	06-1111-7301-1110-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
28	田口山小学校・留守家庭児童会室・単独調理場	枚方市田口山3-10-1	交流3相3線式	6,000	6,000	190	無し	無し	171,562	06-1171-7337-3100-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
29	西牧野小学校・留守家庭児童会室	枚方市西牧野2-1-1	交流3相3線式	6,000	6,000	106	無し	無し	104,275	06-1091-7276-2010-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
30	川越小学校・留守家庭児童会室・単独調理場	枚方市釈尊寺町30-1	交流3相3線式	6,000	6,000	128	無し	無し	175,534	06-1101-7181-0300-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
31	蹠跽東小学校・留守家庭児童会室・単独調理場	枚方市翠香園町30-1	交流3相3線式	6,000	6,000	148	無し	無し	177,580	06-1031-7161-0300-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
32	桜丘北小学校・共同調理場	枚方市星丘4-31-1	交流3相3線式	6,000	6,000	184	無し	無し	187,994	06-1191-7390-4310-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
33	津田南小学校・留守家庭児童会室・単独調理場	枚方市津田西町3-10-1	交流3相3線式	6,000	6,000	237	無し	無し	254,601	06-1241-7788-3100-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
34	樟葉北小学校・留守家庭児童会室・単独調理場	枚方市楠葉野田3-13-1	交流3相3線式	6,000	6,000	149	無し	無し	132,563	06-1121-7308-3130-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
35	船橋小学校・留守家庭児童会室・単独調理場	枚方市東山1-68	交流3相3線式	6,000	6,000	206	無し	無し	199,818	06-1151-7325-1505-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
36	菅原東小学校・単独調理場	枚方市藤阪東町3-10-1	交流3相3線式	6,000	6,000	209	無し	無し	235,204	06-1181-7703-3100-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
37	山田東小学校・単独調理場	枚方市田口3-16-1	交流3相3線式	6,000	6,000	137	無し	無し	145,883	06-1041-7237-3160-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
38	藤阪小学校・留守家庭児童会室・共同調理場	枚方市藤阪南町1-40-1	交流3相3線式	6,000	6,000	206	無し	無し	213,323	06-1181-7702-1400-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
39	平野小学校・留守家庭児童会室・単独調理場	枚方市招提中町1-53-1	交流3相3線式	6,000	6,000	186	無し	無し	178,335	06-1101-7297-1530-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
40	長尾小学校・留守家庭児童会室・共同調理場	枚方市長尾北町3-3-2	交流3相3線式	6,000	6,000	170	無し	無し	142,092	06-1161-7345-3030-2003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
41	東香里小学校・留守家庭児童会室・単独調理場	枚方市東香里南町44-1	交流3相3線式	6,000	6,000	121	無し	無し	118,257	06-1151-7199-0440-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
42	伊加賀小学校・留守改定児童会室・単独調理場	枚方市伊加賀西町53-1	交流3相3線式	6,000	6,000	187	無し	無し	206,094	06-1051-7140-0530-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
43	西長尾小学校・留守家庭児童会室・単独調理場	枚方市長尾西町2-45-1	交流3相3線式	6,000	6,000	150	無し	無し	187,177	06-1181-7343-2450-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
44	禁野(旧中宮北)小学校・留守家庭児童会室	枚方市中宮北町4-1	交流3相3線式	6,000	6,000	161	無し	無し	160,514	06-1031-7220-0040-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	R8年8月頃からの使用方法は未定
45	禁野(旧高陵)小学校(建て替え)	枚方市御殿山南町2-2	交流3相3線式	6,000	6,000	161	無し	無し	160,514	-	無し	R8.4.1	R12.3.31	R8年度から供給開始予定
46	第一中学校	枚方市渚東町2-1	交流3相3線式	6,000	6,000	205	無し	無し	214,807	06-1031-7252-0020-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
47	第二中学校	枚方市香里園東之町20-26	交流3相3線式	6,000	6,000	178	無し	無し	180,393	06-1091-7168-0202-6003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
48	第三中学校	枚方市養父東町1-5	交流3相3線式	6,000	6,000	255	無し	無し	248,858	06-1101-7286-0010-5013-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
49	第四中学校	枚方市香里ヶ丘5-3-	交流3相3線式	6,000	6,000	235	無し	無し	304,949	06-1081-7170-5030-2003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
50	津田中学校	枚方市津田北町1-32-1	交流3相3線式	6,000	6,000	227	無し	無し	231,209	06-1241-7789-1320-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
51	枚方中学校	枚方市西田宮町19-1	交流3相3線式	6,000	6,000	215	無し	無し	252,605	06-1011-7111-0190-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
52	中宮中学校	枚方市望山1-2-6	交流3相3線式	6,000	6,000	187	無し	無し	173,248	06-1021-7214-1020-6003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
53	招提中学校	枚方市招提東町2-1-12	交流3相3線式	6,000	6,000	159	無し	無し	171,703	06-1151-7296-2011-2003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
54	楠葉中学校	枚方市楠葉丘2-12-1	交流3相3線式	6,000	6,000	194	無し	無し	178,148	06-1121-7307-2120-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
55	楠葉西中学校	枚方市西船橋2-43-1	交流3相3線式	6,000	6,000	187	無し	無し	184,000	06-1101-7320-2430-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
56	東香里中学校	枚方市東香里3-37-1	交流3相3線式	6,000	6,000	225	無し	無し	244,745	06-1151-7197-3370-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
57	長尾中学校	枚方市長尾北町3-3-1	交流3相3線式	6,000	6,000	205	無し	無し	187,679	06-1161-7345-3121-0003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
58	杉中学校	枚方市杉4-1-1	交流3相3線式	6,000	6,000	248	無し	無し	225,637	06-1221-7770-4011-0003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
59	山田中学校	枚方市交北2-28-1	交流3相3線式	6,000	6,000	193	無し	無し	181,798	06-1041-7232-2280-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
60	渚西中学校	枚方市渚西3-25-1	交流3相3線式	6,000	6,000	175	無し	無し	151,269	06-1051-7247-3250-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
61	桜丘中学校	枚方市桜丘町65-1	交流3相3線式	6,000	6,000	219	無し	無し	206,869	06-1191-7392-0650-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
62	蹠跽中学校	枚方市出口5-40-1	交流3相3線式	6,000	6,000	222	無し	無し	246,104	06-1051-7141-5400-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
63	招提北中学校	枚方市招提北町2-35-1	交流3相3線式	6,000	6,000	144	無し	無し	186,548	06-1151-7299-2350-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
64	長尾西中学校	枚方市長尾谷町1-73-1	交流3相3線式	6,000	6,000	188	無し	無し	213,313	06-1181-7700-1285-0003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
65	市庁舎(本館・別館)	枚方市大垣内町2-1-20	交流3相3線式	6,000	6,000	588	無し	無し	1,672,821	06-1011-7000-0586-0802-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	R15年頃移転を想定

施設番号	対象施設名	需要場所	電気方式	標準電圧(V)	計量電圧(V)	契約電力(kw)	予備線の有無	予備線の契約電力kW	年間予定電力 使用量(kWh)	供給地点特定番号	発電施設の有無 (自家発補給電力)	電力需給期間		備考
												自	至	
66	職員会館・第三分館	枚方市岡東町8-34、33	交流3相3線式	6,000	6,000	105	無し	無し	239,988	06-1011-7122-0083-3013-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	R9年頃閉鎖を想定
67	輝きプラザきらら(生涯学習情報プラザ・地域活性化支援センター・地域防災センター含む)・中央図書館	枚方市車塚1-1-1	交流3相3線式	6,000	6,000	499	無し	無し	1,241,253	06-1011-7000-0586-1902-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
68	香里ヶ丘図書館	枚方市香里ヶ丘4-2-1	交流3相3線式	6,000	6,000	79	無し	無し	130,038	06-1111-7170-4020-1013-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
69	公設市場サンパーク・枚方公園青少年センター・枚方公園分室	枚方市伊加賀東町6-8	交流3相3線式	6,000	6,000	93	無し	無し	244,872	06-1031-7133-0060-8003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
70	第2分館	枚方市大垣内町2-9-21	交流3相3線式	6,000	6,000	49	無し	無し	77,705	06-1011-7100-2092-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	R9年頃閉鎖を想定
71	市庁舎分館	枚方市大垣内町2-9-15	交流3相3線式	6,000	6,000	92	無し	無し	152,075	06-1021-7100-2091-5003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	R9年頃閉鎖を想定
72	保健所	枚方市大垣内町2丁目2-2	交流3相3線式	6,000	6,000	39	無し	無し	99,154	06-1021-7100-2020-2003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	R7年度中に事務所移転予定のため使用量大幅減
73	サブリ村野(サブリ村野スポーツセンター・サブリ村野NPOセンター・村野分室含む)	枚方市村野西町5-1	交流3相3線式	6,000	6,000	123	無し	無し	215,310	06-1191-7397-0050-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
74	野外活動センター	枚方市穂谷4550	交流3相3線式	6,000	6,000	99	無し	無し	150,600	06-1221-7774-0410-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
75	老人福祉センター楽寿荘	枚方市北中振2-3-44	交流3相3線式	6,000	6,000	39	無し	無し	36,614	06-1241-7790-2260-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
76	保健センター	枚方市禁野本町2-13-13	交流3相3線式	6,000	6,000	106	無し	無し	237,283	06-1011-7212-2131-5003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
77	ひらかた子ども発達支援センター	枚方市磯島北町275-2	交流3相3線式	6,000	6,000	51	無し	無し	146,012	06-1051-7245-0030-2003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
78	穂谷川清掃工場(管理棟)	枚方市田口5丁目1-1	交流3相3線式	6,000	6,000	128	無し	無し	234,214	06-1041-7237-5010-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
79	穂谷川清掃工場	枚方市田口5丁目1-1	交流3相3線式	6,000	6,000	850	無し	無し	724,012	06-1011-7000-0094-0002-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	R8年3月末工場停止予定のため使用量及び契約電力大幅減
80	希釈放流センター	枚方市出口2丁目30-1	交流3相3線式	6,000	6,000	208	無し	無し	740,502	06-1011-7141-23000-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
81	土木部中部別館	枚方市東田宮1-2-1	交流3相3線式	6,000	6,000	81	無し	無し	163,201	06-1021-7101-1020-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
82	教育文化センター	枚方市磯島北町37-1	交流3相3線式	6,000	6,000	91	無し	無し	172,931	06-1051-7245-0370-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
83	第一学校給食共同調理場	枚方市出屋敷西町2-6-6	交流3相3線式	6,000	6,000	880	無し	無し	1,497,025	06-1011-7000-0585-0002-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
84	さだ西学校給食共同調理場	枚方市出口6-20-1	交流3相3線式	6,000	6,000	259	無し	無し	345,746	06-1051-7141-6200-1023-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
85	南部生涯学習市民センター	枚方市香里ヶ丘1-1-2	交流3相3線式	6,000	6,000	148	無し	無し	206,524	06-1011-7170-1190-2013-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
86	蹠蹠生涯学習市民センター・蹠蹠図書館	枚方市北中振3-27-10	交流3相3線式	6,000	6,000	90	無し	無し	280,666	06-1011-7160-3271-0003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
87	牧野生涯学習市民センター・牧野図書館	枚方市山山町4-5	交流3相3線式	6,000	6,000	113	無し	無し	302,905	06-1011-7265-0040-5003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
88	楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館・北部支所・楠葉なみき小規模保育施設	枚方市楠葉並木2-29-5	交流3相3線式	6,000	6,000	155	無し	無し	317,387	06-1011-7301-2290-3003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
89	御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館	枚方市御殿山町10-16	交流3相3線式	6,000	6,000	179	無し	無し	324,104	06-1011-7240-0101-6003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
90	津田生涯学習市民センター・津田図書館	枚方市津田北町2-25-3	交流3相3線式	6,000	6,000	113	無し	無し	280,213	06-1011-7789-2250-3003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
91	菅原生涯学習市民センター・菅原図書館	枚方市長尾元町1-35-1	交流3相3線式	6,000	6,000	180	無し	無し	431,788	06-1011-7341-1350-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
92	総合文化芸術センター本館	枚方市新町2-1-60	交流3相3線式	6,000	6,000	482	無し	無し	1,576,519	06-1011-7000-0000-1302-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
93	総合文化芸術センター別館	枚方市新町2-1-5	交流3相3線式	6,000	6,000	144	無し	無し	336,570	06-1011-7123-2010-5003-1000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
94	やすらぎの杜	枚方市車塚1丁目1番30号	交流3相3線式	6,000	6,000	206	無し	無し	621,590	06-1011-7257-1010-2003-1000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
95	総合福祉センター(老人福祉センター):(津田東町)	枚方市津田東町2-26-1	交流3相3線式	6,000	6,000	137	無し	無し	192,941	06-1241-7790-2260-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
96	KTM河本工業総合体育館(総合スポーツセンター総合体育館)	枚方市中宮大池4-10-1	交流3相3線式	6,000	6,000	222	無し	無し	438,030	06-1171-7354-4100-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
97	たまゆら陸上競技場(総合スポーツセンター陸上競技場)	枚方市中宮大池4-10-1	交流3相3線式	6,000	6,000	32	無し	無し	34,621	06-1171-7354-4100-1013-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
98	昌栄工務店ひらかた渚体育館(渚市民体育館)	枚方市渚西3-26-10	交流3相3線式	6,000	6,000	174	無し	無し	465,210	06-1051-7247-3261-0003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
99	誠信建設工業 伊加賀スポーツセンター	枚方市伊加賀西町53-2	交流3相3線式	6,000	6,000	172	無し	無し	325,258	06-1051-7140-0530-2003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
100	王仁公園	枚方市王仁公園1-1	交流3相3線式	6,000	6,000	76	無し	無し	21,839	06-1011-7700-0010-1103-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
101	王仁プール	枚方市王仁公園1-1	交流3相3線式	6,000	6,000	223	無し	無し	200,619	06-1011-7700-0010-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
102	東部公園	枚方市大字尊延寺2987番1	交流3相3線式	6,000	6,000	157	無し	無し	54,221	06-1221-7771-1231-0873-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
103	中の池公園	枚方市東山2丁目	交流3相3線式	6,000	6,000	93	無し	無し	10,046	06-1011-7325-2600-1003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
104	香里団地保育所	枚方市香里ヶ丘2-8-1	交流3相3線式	6,000	6,000	88	無し	無し	125,798	06-1081-7170-2080-2003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
105	枚方保育所	枚方市東田宮1丁目2-5	交流3相3線式	6,000	6,000	92	無し	無し	128,503	06-1021-7101-1020-5003-0000	無し	R7.4.1	R12.3.31	
106	(仮) 中学校給食共同調理場	枚方市大峰元町2-2-10	交流3相3線式	6,000	6,000	259	無し	無し	183,502	-	無し	R10.4.1	R12.3.31	R10年度稼働開始予定(旧第三共同調理場跡地)

2. 年間使用電力量

番号	供給地点の施設名	令和5年度 最大需要 電力(kW)		令和5年度使用電力量 (kWh)														
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	夏季	その他季
1	枚方小学校	182	kW	11,367	7,987	9,427	16,373	21,592	14,043	25,365	10,050	10,665	16,221	21,753	19,183	184,026	52,008	132,018
2	枚方第二小学校・留守家庭児童会室	159	kW	12,056	8,719	10,537	17,756	23,770	17,044	27,674	12,196	11,092	15,859	20,254	18,284	195,241	58,570	136,671
3	蹠跏小学校・留守家庭児童会室	135	kW	6,801	6,370	6,982	11,467	17,881	12,901	19,186	6,695	9,810	12,650	19,563	15,350	145,656	42,249	103,407
4	香里小学校・留守家庭児童会室・単独調理場・香里幼稚園	274	kW	13,795	15,545	20,455	33,420	27,815	28,450	29,788	17,655	24,399	23,187	38,828	28,533	301,870	89,685	212,185
5	開成小学校	139	kW	6,531	7,120	8,987	15,433	12,993	16,272	15,339	7,358	13,370	11,347	20,563	15,109	150,422	44,698	105,724
6	五常小学校・留守家庭児童会室	137	kW	8,191	6,864	8,946	17,349	14,973	15,203	17,649	7,512	11,416	11,871	23,609	18,743	162,326	47,525	114,801
7	春日小学校・留守家庭児童会室・共同調理場	259	kW	11,483	15,084	20,186	31,637	16,153	31,956	23,065	17,268	20,570	18,923	30,782	24,543	261,650	79,746	181,904
8	桜丘小学校・留守家庭児童会室・単独調理場	181	kW	8,174	9,148	11,926	23,569	12,149	23,705	16,403	10,545	15,539	17,299	22,288	19,373	190,118	59,423	130,695
9	山田小学校・留守家庭児童会室	107	kW	5,411	4,941	5,303	8,047	11,166	9,377	11,911	5,041	6,331	7,851	11,078	8,931	95,388	28,590	66,798
10	明倫小学校・留守家庭児童会室	128	kW	8,587	7,054	7,692	12,527	16,989	11,912	18,245	8,500	10,843	13,584	19,126	16,490	151,549	41,428	110,121
11	殿山第一小学校・留守家庭児童会室	99	kW	6,775	5,916	6,433	10,341	14,339	10,726	15,295	6,004	7,964	10,836	14,597	11,373	120,599	35,406	85,193
12	殿山第二小学校	127	kW	6,028	6,616	9,219	15,480	12,965	14,230	15,777	6,620	11,335	9,706	17,823	12,376	138,175	42,675	95,500
13	樟葉小学校・留守家庭児童会室	161	kW	7,830	9,298	10,905	22,500	16,221	19,488	21,743	9,712	14,136	12,910	23,880	16,804	185,427	58,209	127,218
14	津田小学校	154	kW	5,946	7,245	9,931	19,065	6,213	20,540	9,925	8,789	15,043	11,948	17,255	15,677	147,577	45,818	101,759
15	菅原小学校・留守家庭児童会室・単独調理場	150	kW	8,835	10,833	13,543	22,175	13,339	22,173	17,769	13,236	15,372	15,600	23,346	18,678	194,899	57,687	137,212
16	氷室小学校・留守家庭児童会室・単独調理場	133	kW	8,645	8,846	11,821	17,982	7,860	19,081	10,969	11,522	16,782	13,521	20,974	177,401	325,404	44,923	280,481
17	山之上小学校・留守家庭児童会室・単独調理場	173	kW	11,174	8,960	11,579	18,925	24,508	17,907	26,686	14,067	13,979	16,977	24,693	21,933	211,388	61,340	150,048
18	牧野小学校・留守家庭児童会室・単独調理場	215	kW	11,062	12,194	15,654	25,144	21,621	24,268	24,482	13,343	17,610	14,645	26,408	19,702	226,133	71,033	155,100
19	交北小学校・留守家庭児童会室	181	kW	7,022	6,951	8,076	13,471	16,200	12,234	19,337	8,184	8,762	10,713	15,323	12,746	139,019	41,905	97,114
20	香陽小学校・留守家庭児童会室	127	kW	5,747	6,889	8,018	14,468	13,699	13,265	13,777	6,958	10,177	9,320	16,233	11,809	130,360	41,432	88,928
21	招提小学校・留守家庭児童会室・共同調理場	165	kW	8,789	9,776	12,888	20,592	11,758	20,042	16,517	11,312	14,711	13,612	23,722	20,045	183,764	52,392	131,372
22	中宮小学校・留守家庭児童会室・単独調理場	200	kW	11,349	10,190	12,123	17,184	22,110	17,410	24,292	11,855	13,182	14,598	20,988	18,726	194,007	56,704	137,303
23	小倉小学校・留守家庭児童会室・単独調理場	181	kW	11,650	11,725	13,784	19,151	22,402	16,849	26,500	14,725	15,202	16,951	23,585	19,577	212,101	58,402	153,699
24	樟葉南小学校・留守家庭児童会室・単独調理場	112	kW	7,819	8,861	10,311	18,184	14,130	18,136	17,798	9,425	11,540	10,643	17,743	14,407	158,997	50,450	108,547
25	磯島小学校・留守家庭児童会室	163	kW	6,288	5,972	7,381	14,031	17,771	19,366	17,537	6,995	8,556	9,964	15,467	13,525	142,853	51,168	91,685
26	蹠跏西小学校・留守家庭児童会室	129	kW	5,639	5,014	5,455	12,073	14,781	10,943	17,768	5,451	7,747	8,763	14,717	11,916	120,267	37,797	82,470
27	樟葉西小学校・留守家庭児童会室・単独調理場	177	kW	7,072	8,251	9,302	15,735	15,110	16,648	15,540	8,966	11,158	10,851	18,476	13,485	150,594	47,493	103,101
28	田口山小学校・留守家庭児童会室・単独調理場	190	kW	7,990	9,781	12,724	19,387	12,095	22,273	15,680	11,487	13,396	11,849	19,626	15,274	171,562	53,755	117,807
29	西牧野小学校・留守家庭児童会室	106	kW	4,913	4,474	5,751	11,219	11,833	11,273	11,926	4,547	7,383	5,880	14,371	10,705	104,275	34,325	69,950
30	川越小学校・留守家庭児童会室・単独調理場	128	kW	9,311	10,061	12,566	17,832	18,006	17,529	17,317	11,236	13,071	12,321	20,821	15,463	175,534	53,367	122,167
31	蹠跏東小学校・留守家庭児童会室・単独調理場	148	kW	10,158	10,492	11,616	16,850	19,112	13,799	21,992	12,836	12,934	13,810	18,645	15,336	177,580	49,761	127,819
32	桜丘北小学校・共同調理場	184	kW	8,277	10,221	13,666	24,178	10,528	21,519	16,145	12,285	16,185	15,623	20,505	18,862	187,994	56,225	131,769
33	津田南小学校・留守家庭児童会室・単独調理場	237	kW	12,908	15,145	21,079	31,960	15,508	34,663	18,805	16,594	21,915	18,766	25,720	21,538	254,601	82,131	172,470
34	樟葉北小学校・留守家庭児童会室・単独調理場	149	kW	6,058	7,088	8,297	14,906	10,838	14,902	14,326	7,577	11,067	9,723	16,525	11,256	132,563	40,646	91,917
35	船橋小学校・留守家庭児童会室・単独調理場	206	kW	9,141	10,072	13,882	25,126	14,998	23,812	18,530	11,828	16,063	13,823	22,988	19,555	199,818	63,936	135,882
36	菅原東小学校・単独調理場	209	kW	9,210	11,078	15,495	27,541	14,510	29,598	19,712	13,253	19,902	21,161	29,501	24,243	235,204	71,649	163,555
37	山田東小学校・単独調理場	137	kW	8,584	8,552	10,125	14,970	13,751	11,447	17,665	9,965	10,828	11,774	15,142	13,080	145,883	40,168	105,715
38	藤阪小学校・留守家庭児童会室・共同調理場	206	kW	8,156	11,406	17,237	26,962	14,796	29,657	20,233	13,667	14,849	16,571	22,014	17,775	213,323	71,415	141,908
39	平野小学校・留守家庭児童会室・単独調理場	186	kW	7,084	8,437	11,073	20,020	17,664	19,248	19,198	9,611	13,661	11,750	23,525	17,064	178,335	56,932	121,403
40	長尾小学校・留守家庭児童会室・共同調理場	170	kW	6,537	7,112	10,040	15,605	9,610	18,292	12,269	8,875	11,734	11,045	16,937	14,036	142,092	43,507	98,585
41	東香里小学校・留守家庭児童会室・単独調理場	121	kW	4,761	5,128	7,927	15,736	9,203	14,380	10,356	6,516	9,664	8,164	14,009	12,413	118,257	39,319	78,938
42	伊加賀小学校・留守改定児童会室・単独調理場	187	kW	11,202	10,933	12,488	21,412	22,278	18,079	26,316	12,590	14,881	14,755	22,405	18,755	206,094	61,769	144,325
43	西長尾小学校・留守家庭児童会室・単独調理場	150	kW	8,429	10,082	13,264	20,158	11,897	22,117	16,642	11,850	16,067	15,487	22,112	19,072	187,177	54,172	133,005
44	禁野(旧中宮北)小学校・留守家庭児童会室	161	kW	7,664	7,448	8,612	15,962	20,761	15,510	20,759	7,719	9,512	12,043	19,342	15,182	160,514	52,233	108,281
45	禁野(旧高陵)小学校(建て替え)	-	kW	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0
46	第一中学校	205	kW	11,464	8,631	11,083	16,745	26,278	20,004	27,756	9,551	12,226	19,399	27,757	23,913	214,807	63,027	151,780
47	第二中学校	178	kW	7,728	7,718	9,593	18,071	20,608	19,988	19,118	8,262	13,140	11,058	26,953	18,156	180,393	58,667	121,726
48	第三中学校	255	kW	10,648	11,603	14,622	24,870	26,321	29,152	25,064	13,677	19,869	16,971	31,941	24,120	248,858	80,343	168,515

番号	供給地点の施設名	令和5年度 最大需要 電力(kW)		令和5年度使用電力量 (kWh)														
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	夏季	その他季
49	第四中学校	235	kW	14,999	14,049	17,179	28,063	28,094	29,549	30,233	15,146	24,307	22,464	46,049	34,817	304,949	85,706	219,243
50	津田中学校	227	kW	9,897	10,464	17,308	26,128	16,274	30,466	14,941	13,560	24,096	19,446	27,394	21,235	231,209	72,868	158,341
51	枚方中学校	215	kW	19,452	10,940	12,256	19865	31,242	24,686	33,937	12,943	13,761	19,496	28,051	25,976	252,605	75,793	176,812
52	中宮中学校	187	kW	9,896	8,067	9,350	15,254	21,369	15,433	22,598	10,190	11,102	13,858	18,491	17,640	173,248	52,056	121,192
53	招提中学校	159	kW	8,562	6,585	8,946	19,053	15,084	22,435	15,287	7,630	12,246	13,077	24,556	18,242	171,703	56,572	115,131
54	楠葉中学校	194	kW	6,900	6,892	9,299	19,612	14,449	20,980	18,881	7,394	14,419	14,281	25,192	19,849	178,148	55,041	123,107
55	楠葉西中学校	187	kW	9,485	8,161	9,220	15,820	19,347	19,885	18,561	8,534	14,277	13,818	28,067	18,825	184,000	55,052	128,948
56	東香里中学校	225	kW	9,637	11,104	16,055	26,853	20,248	30,819	21,131	10,450	23,592	18,820	33,814	22,222	244,745	77,920	166,825
57	長尾中学校	205	kW	7,679	7,154	8,596	20,895	19,035	29,259	15,462	8,083	13,957	15,242	23,691	18,626	187,679	69,189	118,490
58	杉中学校	248	kW	8,758	8,899	15,315	27,426	17,255	30,773	14,853	11,422	21,230	20,457	27,196	22,053	225,637	75,454	150,183
59	山田中学校	193	kW	10,470	9,083	10,012	15,636	21,473	19,147	22,518	10,056	11,238	14,034	20,917	17,214	181,798	56,256	125,542
60	渚西中学校	175	kW	8,714	6,715	6,859	12,523	17,487	16,043	18,798	7,106	9,104	11,894	19,293	16,733	151,269	46,053	105,216
61	桜丘中学校	219	kW	12,072	8,735	11,140	23,598	17,107	27,424	15,301	10,531	17,205	19,331	24,541	19,884	206,869	68,129	138,740
62	蹠蹠中学校	222	kW	11,130	8,938	11,501	24,158	28,381	25,470	30,842	9,606	15,125	20,081	33,379	27,493	246,104	78,009	168,095
63	招提北中学校	144	kW	9,043	8,874	13,746	20,565	17,703	23,928	16,394	8,752	14,708	13,842	21,884	17,109	186,548	62,196	124,352
64	長尾西中学校	188	kW	7,818	7,936	12,628	24,023	19,145	29,673	18,933	10,106	15,088	18,442	27,296	22,225	213,313	72,841	140,472
65	市庁舎（本館・別館）	588	kW	112,839	126,633	164,532	184,821	207,919	182,520	99,316	100,728	126,929	124,662	118,877	123,045	1,672,821	575,260	1,097,561
66	職員会館・第三分館	105	kW	19,113	17,955	19,617	21,884	25,063	23,819	14,647	16,792	19,686	20,012	20,205	21,195	239,988	70,766	169,222
67	輝きプラザきらら（生涯学習情報プラザ・地域活性化支援センター・地域防災センター含む）・中央図書館	499	kW	64,227	74,814	95,993	131,741	140,123	124,378	71,911	77,292	104,595	127,348	115,525	113,306	1,241,253	396,242	845,011
68	香里ヶ丘図書館	79	kW	8,115	6,799	8,627	10,962	14,789	13,749	9,450	7,209	10,337	11,897	15,877	12,227	130,038	39,500	90,538
69	公設市場サンパーク・枚方公園青少年センター・枚方公園分室	93	kW	15,653	18,638	21,890	25,458	28,129	23,378	20,112	17,336	17,758	19,637	18,194	18,689	244,872	76,965	167,907
70	第2分館	49	kW	4,403	4,727	6,030	8,067	9,439	7,574	4,676	5,097	6,440	7,424	6,874	6,954	77,705	25,080	52,625
71	市庁舎分館	92	kW	7,961	8,667	11,797	17,790	18,596	13,964	9,217	10,232	13,374	14,768	12,810	12,899	152,075	50,350	101,725
72	保健所	39	kW	7,766	6,130	7,088	9,155	10,885	11,343	9,574	7,211	6,352	7,929	8,212	7,509	99,154	31,383	67,771
73	サプリ村野（サプリ村野スポーツセンター・サプリ村野NPOセンター・村野分室含む）	123	kW	11,769	14,440	20,410	25,430	25,256	15,946	13,412	16,116	17,781	20,962	19,200	14,588	215,310	66,632	148,678
74	野外活動センター	99	kW	10,906	13,914	11,776	10,756	11,511	19,913	12,916	10,664	11,695	12,126	11,807	12,616	150,600	42,180	108,420
75	老人福祉センター楽寿荘	39	kW	2,005	1,896	2,246	3,675	3,809	3,245	1,964	2,714	3,148	4,349	3,814	3,749	36,614	10,729	25,885
76	保健センター	106	kW	18,910	13,788	15,822	20,480	22,917	24,689	23,080	18,719	17,647	20,220	20,998	20,013	237,283	68,086	169,197
77	ひらかた子ども発達支援センター	51	kW	11,375	11,833	12,719	13,073	11,845	12,524	12,270	11,874	12,058	12,058	13,013	11,370	146,012	37,442	108,570
78	穂谷川清掃工場（管理棟）	128	kW	16,890	13,635	13,698	18,128	27,364	25,797	22,192	14,571	15,652	20,206	25,313	20,768	234,214	71,289	162,925
79	穂谷川清掃工場	720	kW	131,533	142,180	0	136,519	0	0	139,669	140,396	3	0	0	33,712	724,012	136,519	587,493
80	希釈放流センター	208	kW	68,578	68,878	73,138	71,421	70,076	67,182	66,160	64,222	23,771	51,637	54,333	61,106	740,502	208,679	531,823
81	土木部中部別館	81	kW	14,487	11,568	9,041	10,010	12,501	18,902	19,941	15,663	9,653	12,000	13,779	15,656	163,201	41,413	121,788
82	教育文化センター	91	kW	10,684	8,919	8,693	16,315	20,642	19,756	18,922	11,665	12,416	13,697	16,298	14,924	172,931	56,713	116,218
83	第一学校給食共同調理場	880	kW	112,246	130,324	156,005	120,498	81,589	178,184	130,914	120,974	111,170	123,351	130,313	101,457	1,497,025	380,271	1,116,754
84	さだ西学校給食共同調理場	259	kW	22,215	24,288	31,135	37,453	35,218	28,940	38,467	29,078	25,736	21,661	28,629	22,926	345,746	101,611	244,135
85	南部生涯学習市民センター	148	kW	12,325	12,377	14,974	21,344	22,656	19,895	13,722	15,123	17,093	20,245	18,142	18,628	206,524	63,895	142,629
86	蹠蹠生涯学習市民センター・蹠蹠図書館	90	kW	18,185	22,646	25,655	29,109	29,654	27,117	23,013	19,597	19,963	21,952	21,191	22,584	280,666	85,880	194,786
87	牧野生涯学習市民センター・牧野図書館	113	kW	13,126	22,254	29,761	34,773	36,551	33,237	25,021	19,355	21,116	23,708	21,175	22,828	302,905	104,561	198,344
88	楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館・北部支所・楠葉なみき小規模保育施設	155	kW	17,773	21,886	26,325	38,187	42,222	33,753	21,330	18,729	22,755	25,968	23,945	24,514	317,387	114,162	203,225
89	御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館	179	kW	18,854	19,096	24,830	36,228	39,259	32,178	21,486	21,951	26,523	29,864	26,782	27,053	324,104	107,665	216,439
90	津田生涯学習市民センター・津田図書館	113	kW	16,297	20,820	27,082	33,749	36,064	29,949	15,378	14,966	18,979	22,319	21,372	23,238	280,213	99,762	180,451
91	菅原生涯学習市民センター・菅原図書館	180	kW	24,215	24,214	36,841	48,976	51,764	49,079	33,903	28,533	32,850	30,106	35,217	36,090	431,788	149,819	281,969
92	総合文化芸術センター本館	482	kW	93,847	134,447	154,065	192,953	205,184	173,811	116,595	100,204	107,702	100,208	99,439	98,064	1,576,519	571,948	1,004,571
93	総合文化芸術センター別館	144	kW	14,470	29,306	40,677	14,470	29,306	40,677	34,464	23,237	25,570	26,624	26,402	31,367	336,570	84,453	252,117
94	やすらぎの杜	206	kW	46,985	46,023	47,741	54,159	58,451	55,192	49,444	49,195	53,519	53,284	51,126	56,471	621,590	167,802	453,788
95	総合福祉センター（老人福祉センター）：（津田東町）	137	kW	10,867	9,745	12,099	19,913	24,073	21,889	12,253	10,977	15,618	17,113	19,935	18,459	192,941	65,875	127,066

番号	供給地点の施設名	令和5年度 最大需要 電力(kW)		令和5年度使用電力量 (kWh)														
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	夏季	その他季
96	KTM河本工業総合体育館 (総合スポーツセンター総合体育館)	222	kW	25,161	22,008	26,044	42,583	54,600	53,217	36,999	24,359	29,488	37,408	45,601	40,562	438,030	150,400	287,630
97	たまゆら陸上競技場 (総合スポーツセンター陸上競技場)	32	kW	2,292	2,040	2,861	3,531	4,341	4,882	3,303	2,141	2,288	2,280	2,363	2,299	34,621	2,383	32,238
98	昌栄工務店ひらかた渚体育館 (渚市民体育館)	174	kW	24,252	29,056	46,241	59,108	58,278	40,474	26,648	31,937	39,871	48,177	43,045	18,123	465,210	157,860	307,350
99	誠信建設工業 伊加賀スポーツセンター	172	kW	18,209	18,832	25,779	37,647	40,767	34,414	20,808	22,971	23,770	31,499	25,486	25,076	325,258	112,828	212,430
100	王仁公園	76	kW	1,598	1,785	1,839	1,648	1,633	2,261	2,747	3,231	1,838	928	709	1,622	21,839	5,542	16,297
101	王仁プール	223	kW	3,539	3,699	13,192	66,817	79,043	7,529	3,450	3,953	4,456	5,102	4,672	5,167	200,619	153,389	47,230
102	東部公園	157	kW	3,422	2,713	4,312	3,211	3,960	5,180	5,332	8,567	4,556	3,278	5,990	3,700	54,221	12,351	41,870
103	中の池公園	93	kW	916	948	720	423	684	1,059	1,237	1,432	836	453	415	923	10,046	2,166	7,880
104	香里団地保育所	88	kW	13,819	5,970	4,530	6,040	11,098	17,196	16,862	11,546	4,963	8,851	10,043	14,880	125,798	34,334	91,464
105	枚方保育所	92	kW	8,167	6,162	7,118	10,294	15,535	16,306	12,643	7,203	8,505	11,407	13,930	11,233	128,503	42,135	86,368
106	(仮) 中学校給食共同調理場	-	kW	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0
合計			kW	1,624,795	1,736,480	1,980,357	2,871,860	2,707,590	2,792,479	2,450,264	1,783,179	1,929,553	2,067,624	2,594,775	2,452,250	26,991,206	8,361,558	18,629,648

【参考】未稼働施設の想定使用電力量

番号	供給地点の施設名	想定 最大需要電力(kW)		想定使用電力量 (kWh)														
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	夏季	その他季
45	禁野(旧高陵)小学校(建て替え)	161	kW	7,664	7,448	8,612	15,962	20,761	15,510	20,759	7,719	9,512	12,043	19,342	15,182	160,514	52,233	108,281
106	(仮) 中学校給食共同調理場	259	kW	15,823	10,958	13,609	17,867	17,738	10,457	17,438	17,481	16,324	17,286	11,477	17,044	183,502	46,062	137,440
合計			kW	23,487	18,406	22,221	33,829	38,499	25,967	38,197	25,200	25,836	29,329	30,819	32,226	344,016	98,295	245,721